

答 申 書

(提 言 書)

平成26年3月

三田市人権のまちづくり推進委員会
(第4期目)

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

I	答申書（提言書）	1
	人権のまちづくりを「励ます」評価・点検のために	
1	答申書（提言書）詳細	3
2	資料	13
II	三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）	25
III	三田市人権のまちづくり推進委員会規則	26
IV	三田市人権のまちづくり推進委員会委員一覧	27
V	会議経過一覧	27
VI	推進委員会（全体会）会議の概要	28
VII	その他資料	51
	第1期三田市人権のまちづくり推進委員会副委員長への聞き取り（概要）	

答申(提言)―人権のまちづくりを「励ます」評価・点検のために―

1. 評価・点検の目的

(1) 市民のための評価とコミュニケーション

市による行政の評価は、市民にとってよりよい行政へと改善し向上させるために行われるものです。また、評価を通じて、施策や事業の成果を目に見える形で市民に示し、納得を得るとい、コミュニケーションの機会でもあります。行政と市民の間のよいコミュニケーションは、PDCA サイクル(計画[Plan]し、実行[Do]し、評価[Check]し、改善し[Action]、再び計画し……という循環を繰り返して向上をはかるやり方)による評価システムにおいて、外部評価や意見公募などが有効にはたらくための条件としても欠かせません。

たとえば、人権のまちづくりに関連して、どんな施策や事業が、どのような計画や方針に基づいて行われているのか、市民がひと目でわかるような「案内図(ガイドマップ)」を作成しましょう。その「案内図(ガイドマップ)」では、それらが、何をきっかけにして、どのような経緯で行われるようになったのかを、あわせて説明しましょう。そうすることで、三田市の人権のまちづくりの全体像とその意義を、市民が理解し納得することができます。

さらに、人権のまちづくり推進委員会の答申(提言)を、行政組織である「人権のまちづくり推進本部」がどのように受け止め、どのように実施してきたかも、明らかにしましょう。そうすれば「三田市人権のまちづくり基本方針」に示された人権のまちづくりの推進体制を実質的に機能させられます。

(2) 「成長を促進する」励ます」評価

人権のまちづくりを改善し向上させるための評価・点検のあり方としては、人権のまちづくり推進委員会第1期C分科会の提言にあるように「市の施策や行政・市民活動の成長(発達)を促進するための評価」「市民や事業者、市職員を励まされる評価」がふさわしいといえます。事業や施策を「仕分け」「切り捨てる」ためであれば、「ランク付け」や「評定(値踏み)」という評価のあり方が必要かもしれません。しかし、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」(日本国憲法第11条)であり、人権のまちづくりは市民が人間らしくいきいきと生活していくために欠かせない以上、必要なのは、活動に携わる市民や事業者・市職員を「励まし」、人権のまちの「成長を促進する」評価・点検にほかなりません。

2. 人権のまちづくりを「励ます」評価のために

(1) 結果としての評点よりも評価基準を定める過程を重視すべき

事業や施策を仕分け、効率の劣るものを切り捨てるために評価を行う場合には、結果としてどのような評点になったかが重視されます。しかし、評価・点検によって成長を促進し励ますためには、結果として評点を出すことよりも、いかに評価基準を定めていくかという過程のほうが、はるかに重要です。

(2) 評価基準を定める過程に実施担当者と当事者が参加する

評価基準を定める過程に、事業や施策の実施担当者(行政や協働団体の担当者)が参加することが必要です。事業や施策の実施担当者が評価基準に納得していることは、その成長を促進し励ますためには欠かせません。

また、事業や施策の対象となる当事者(被差別地区出身者、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子どもやその保護者など)も、評価基準を定める過程に必ず参加しなければなりません。当事者を抜きにして、評価者(評価を行う者)と実施担当者だけで評価基準が定められることがあってはなりません。

評価者と、事業ないし施策の担当者と、対象当事者の三者が、同じテーブルを囲み、何をどこまですべきだったのかという評価基準について、十分に話し合いながらいねいに検討することが必要です。

(3) 評価基準を定める過程と評価を行う過程は切り離せない

評価基準を定める過程に実施担当者と対象当事者が参加するため、評価基準そのものも、実施状況の評価・点検しながら作成されることとなります。「何をどこまですべきか」という評価基準を明文化する過程で、「現状は〇〇までで

きているが、△△までできるし、やるべきだ」という話し合いを、評価者と、事業ないし施策の実施担当者と、対象当事者の三者が、お互い忌憚なく考えを述べあい、理解を共有しましょう。

評価を行う前に評価基準を定めておき、それを尺度として実態に当てはめて評点を出す、という手順は、公平さと客観性が求められる「ランク付け」や「値踏み」としての評価については妥当ですが、「成長を促進する」「励ます」評価を行うためには必ずしも適切とはいえません。

(4) 個々の事業や施策の評価は作業班で行う

評価・点検を行う事業や施策ごとに、評価者、実施担当者、対象当事者の三者によって構成される作業班(ワーキンググループ)を組み、十分に話し合いながら評価基準を定めていきます。この作業班は、評価者、実施担当者、対象当事者が、それぞれ複数(2人以上)含まれ、計6名以上からなることが望ましいです。

この作業班は、人権のまちづくり推進委員会の下部に設置されるのが適当でしょう。各分野の人権について活動しているグループや団体から推薦された委員と公募の委員で構成されている現行の推進委員会の体制は、人権のまちづくり全体の方向を評価・点検するには適切でも、個々の具体的な事業や施策の検討を行うには適していません。

(5) 事業(事項)を選ぶ

時間的・労力的な制約から、人権のまちづくりに関連するすべての事業ないし施策について、こうした手間のかかる手順を用いて評価することはできないとも考えられます。その場合は、いくつかの重点事業や施策を選び、モデル的に行うことで、事業の実施担当者の「成長を促進」し「励ます」評価の機会を設けることができるでしょう。

(6) 個別の事業の評価から施策の評価への積み上げ

個々の事業についての評価基準は、その事業を評価する観点ごとに、評点の到達点を文章化した「ルーブリック」として表現され一覧表にまとめられます。そして、その評価基準に即して算出された評点は、それぞれの観点を軸とした「レーダーチャート」(クモの巣のように評点を面積で示す図)上にまとめることができます。

また、そのレーダーチャートそのものについて評価する基準をルーブリックにまとめ、評点を出します。この作業を複数の事業に関して行っていけば、それぞれの事業の評点を軸にとったレーダーチャートが作れます。これを、それらの事業からなる施策の評価とすることもできます。

このように、ルーブリックとレーダーチャートを併用することで、個別的・具体的な事業の評価と、複数の事業で構成される施策の評価を関連づけられます。

(具体的な手順については「答申(提言)詳細」のⅡの2の(6)をご参照ください)

(7) 市による事業評価・施策評価にルーブリック作りを取り入れる

市による行政評価は、第1期提言書の「人権施策評価システム(概念図)」でいう、庁内施策に関する、人権のまちづくり推進本部による「実行(DO)」とそれに伴う内部評価に該当します。

そこで、モデルとして選んだ事業ないし施策を評価する観点について、行政および協働団体の担当者と、対象当事者が、話し合いながらルーブリック作りを行い、内部評価の妥当性を評価します。それが第1期提言書「人権施策評価システム(概念図)」でいう「Check(評価)」すなわち「内部評価に対する評価とその他施策の評価」になります。その際、市の行政評価におけるチェック項目をそのまま観点ごとの具体的内容に関するチェック項目としてもよいですし、必要に応じてさらに細かくチェック項目を設定してもよいでしょう。

答申(提言)詳細

I. 検討および答申(提言)の方向とその背景

1. 本第4期推進委員会への諮問とその根拠

三田市長から本第4期推進委員会への諮問は次のようなものでした。

[前略]人権のまち実現に向けての推進状況の評価・点検について諮問いたします。

諮問の趣旨

[中略]

現在、行政と市民が協働して人権のまちづくりを推進しています。その中で、「人権のまち」を実現するにあたり、どのような視点で進捗状況の評価し、点検を行っていくのか、検討を進めていきたいと考えています。

つきましては、「人権のまち」実現に向けての推進状況の評価・点検について貴委員の会へ諮問いたしますので、よろしくお願いいたします。

(三人推第95号、平成24年7月24日付)

この諮問は「三田市人権施策基本方針」(平成15年)の第3章「重点施策とその推進について」の「1-(4) 推進状況の評価と見直し体制」において

人権施策の推進については、可能な限り目標値を設定し、その実現を図るとともに、「(仮称)人権施策推進本部」及び「(仮称)人権懇話会」における、推進状況等への意見や評価・点検の結果を施策に反映していきます。

(『人権文化のまち三田をめざして—三田市人権施策基本方針』三田市、平成15年、p.21)

と記されたことに基づいています。

ちなみに、「(仮称)人権施策推進本部」と「(仮称)人権懇話会」の設置は同方針の第3章に謳われ、現在では「三田市人権のまちづくり推進本部」と「三田市人権のまちづくり推進委員会」として活動しています。同基本方針第3章の「1-(3)『(仮称)人権懇話会』の設置」には

人権施策の推進にあたっては、行政による体制づくりとともに、市民との協働が両輪として機能することで、広範な市民の参画を図りながら進めることが重要です。そのため、市民・学識者等で構成する「(仮称)人権懇話会」を設置し、公開を原則として透明性を確保しながら意見と評価・点検を行うとともに、社会的状況等を的確に把握しながら、「(仮称)人権に関する条例」等についても検討課題としていきます。

(同上)

と書かれています。つまり、現行の「三田市人権のまちづくり推進委員会」には、三田市人権施策基本方針によって設置が構想された当初から、「評価・点検」が役割の一つとして挙げられていたこととなります。

このような諮問とその背景を受け、本第4期推進委員会は、人権のまちづくりの推進状況を「どのような視点で」「評価し、点検を行っていくのか」ということについて議論しました。その際、諮問の核心を、具体的な評価方法や評価基準そのものを示すというより、むしろ、人権のまちづくりの推進状況をどのような考え方に基づいて評価するのか、という、評価・点検に関する基本的なあり方や方針に関するものととらえ、議論を進めました。

2. 課題の引き継ぎ—第1期C分科会から本第4期推進委員会へ—

(1) 第1期推進委員会C分科会の提言

三田市人権のまちづくり推進委員会では、第1期(平成17年度～平成19年度)において、そのC分科会を「人権施策評価システムの構築に関する分科会」とし、

三田市人権施策基本方針及び「三田市人権のまちづくり推進委員会」の提言にかかる、行政と市民、事業者等の役割や人権施

策の推進状況等を客観的かつ具体的に評価するシステムづくりを検討する。
(三田市人権のまちづくり推進委員会設置要綱【別表】、第1期提言書 p.16)

という趣旨の下、水谷勇副委員長をコーディネーターとして5人の委員で議論を進め、その成果を提言書にまとめました。

その後、第2期推進委員会においては、第1期A分科会の課題であった「人権施策の推進」を引き続きA分科会で、また、B分科会の課題であった「人権相談・救済体制の整備」を引き続きB分科会で、それぞれ検討し提言を行いました。さらに、第3期推進委員会においては、「人権施策の推進」をA分科会、「多文化共生施策の推進」をB分科会で、それぞれ検討し提言を行いました。

しかしながら、人権施策の推進状況の評価・点検に関しては、第2期と第3期の推進委員会では検討されず、課題として持ち越されていました。そこで、今回の第4期推進委員会において、改めて「推進状況の評価・点検」について諮問されることになったのです。

そこで、提言を答申する前に、第1期推進委員会C分科会の提言を踏まえておきます。

第1期C分科会の提言「人権施策評価システムの稼働」(全文)

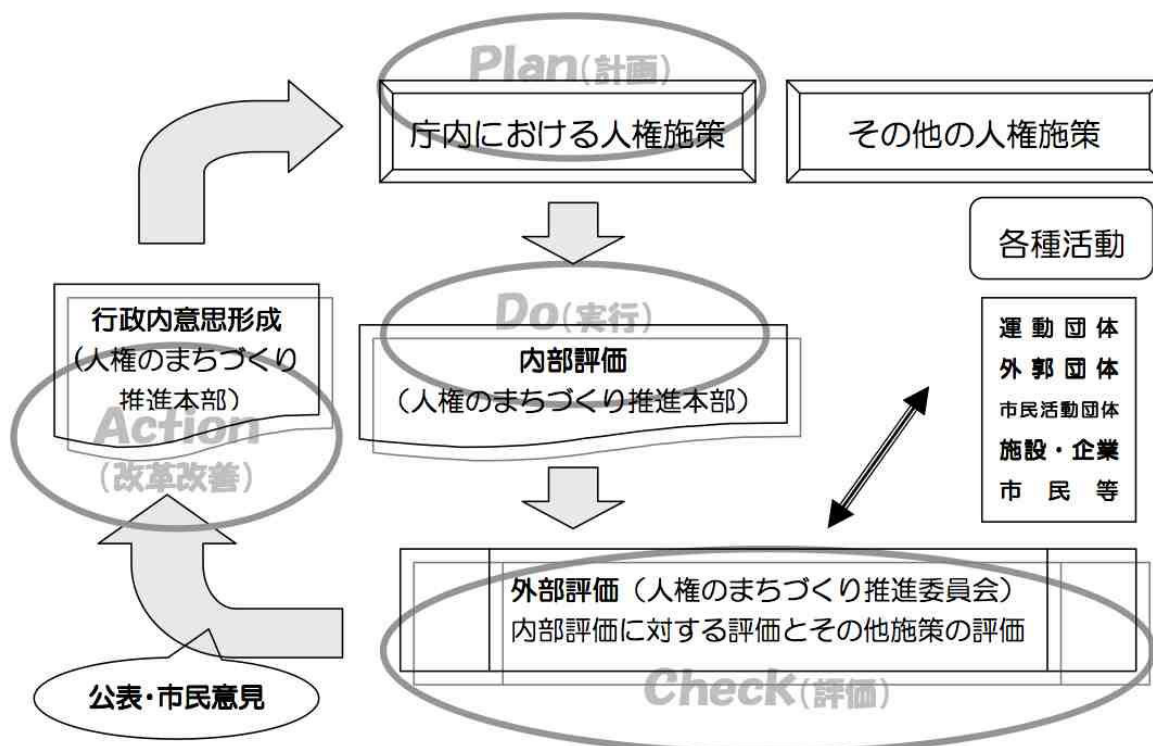
人権施策の評価は、評価するものもされるものもお互いが主体者として参加して人権のまちづくりを推進することが目的であり、まず、「ランク付け」という施策の「評定(値踏み)」をするのではなく、「市の施策や行政・市民活動の成長(発達)を促進するための評価」をめざし、そのために市民自らが評価者となり、行政も自己評価を行い、それぞれが同じ目標をもって評価をしなければなりません。そして、新たな人権施策につながっていくような評価システム(PDCA サイクル)にしなければなりません。

市民や事業者、市職員を励まされる評価、あるいは費用対効果では測ることのできない人権の視点にたった評価が、早期に人権施策評価システムとして稼働できるよう提言します。

(第1期提言書 p.1)

そして、次の図のようなPDCA サイクル(計画[Plan]し、実行[Do]し、評価[Check]し、改善[Action]、再び計画し……という循環を繰り返して向上をはかるやり方)をもつ評価システムが提案されました。

人権施策評価システム(概念図)



(第1期提言書 p.13)

(2) 第1期C分科会における自己評価の試行

これに加えて、第1期推進委員会C分科会は、人権施策に関して、内部評価(自己評価)用と、外部評価用の、二種類の評価シートの原案を作成しました。また、人権施策6分野(同和・女性・外国人・障がいのある人・高齢者・子ども)と総合的・横断的施策から18課26事業を抽出し、担当する課で内部評価(自己評価)を試行しました。その結果として、次のような問題点が指摘されています。

担当者の意欲・理解度により記入量や内容が大きく異なることがわかったが、全体として期待する自己評価の『答え』を得ることはできなかった。また、以下の問題点が明らかになった。

- ① 「成長(発達)を促進するための評価」という評価目的や評価項目の意図などを担当職員に周知する努力を怠ったため、評価の趣旨が記入者に十分伝わらなかったこと
- ② 評価シート自身にいくつか不備があったこと(上記の案[提言書に参考資料として添付されたもの]はその反省を踏まえて改善済み)
- ③ 人権に関する間接的な事業や法的に決まっておりの裁量の余地に欠ける事業など、評価しにくい事業があること
(第1期提言書 p.14。[]内は引用者による補足)

これにみるように、結局のところ第1期C分科会による自己評価の試行は、人権に関する事務事業や施策の「成長を促進する」「励ます」評価にはなれませんでした。そのことは、提言詳細の【はじめに】の中にある、次の文言にも表れています。

人権の視点で評価することは、自らの活動を人権の視点から振り返り、いっそう人権の向上につなげる機会をもつことである。したがって、すべての行政担当者、市民、事業者が、「三田市人権施策基本方針」に基づいて、それぞれ自分なりに振り返り、自己評価していくことが必要である。その際、特定の評価シート(書式)を用いることなく、自由かつ真摯に行っていくことがむしろ、それぞれの人権意識を高めることになると考えられる。

(第1期提言書 p.11)

(3) 第1期C分科会で果たせなかった課題—ルーブリック(文章による評価基準)づくり—

また、第1期推進委員会においては、評価シートの核を構成するはずの「ルーブリック」(文章による評価基準)づくりには着手できませんでした(水谷勇・第1期推進委員会副委員長兼C分科会コーディネーターに対する聞き取り調査結果も参照)。

ルーブリックとは、「5・4・3・2・1」「A・B・C・D」「優・良・可・不可」のような単なる「評点(評価点数)」ではなく、各評点の到達点を文章として表現することで、なぜその評点になるのかの理由を説明するものです。それらの評価基準は、複数の評価者(評価する者)、および時には被評価者(評価される者)も交えた話し合いの中で明文化され、一覧表にまとめられます。

第1期C分科会では

一部の専門家や市民が高所から評価(『値踏み』)するのではなく、被評価者も評価者とともに、市民と行政との協働のあり方についての見識を広げ、お互いが主体者として人権のまちづくり推進に参加する(被評価者は日常活動(実践)を通して、評価者は評価することを通して)評価システムこそが、人権のまちづくりにふさわしい評価であると考え。

(第1期提言書 p.12)

としていましたが、こうした評価のあり方を具体的に実現するのが、行政の担当者・事業者・市民が話し合いながら作成していくルーブリックづくりの場であるはずでした。しかしながら、第1期推進委員会では、PDCAサイクルによる人権施策評価システムの全体像と、試作した「人権施策事務事業評価シート」(行政内部の自己評価用)および「人権施策評価シート」(外部評価用)の原案を示すところまでで任期を終えました。

したがって、行政・事業者・市民が協働してルーブリックを作る場を、いかにして設け、どのように運営するか、という課題は、本第4期推進委員会に引き継がれました。

3. 本第4期推進委員会における検討の方向

以上のような、第1期推進委員会が果たした実績と果たせなかった課題とを踏まえ、本第4期推進委員会においては、あえて新たな評価シートなどの作成は行いませんでした。第1期推進委員会が、評価シートなどの「かたち」を残

すことを急ぐことにより、結果的に、そもそも何のための評価なのか、趣旨が伝わらないまま、試行を行うことになったと考えるからです。

評価シートなどを作成し、試行し、改善していくことは、もちろん重要です。しかし、それが最終目的であるかのように受け取られてしまえば、評価は「励ます」ために行うのであって「値踏み(ランク付け)」のためではない、ということは何も伝わりません。しかも、市行政全般に関して施策の評価方法が検討されている現在、人権施策のみに関して評価シートを作成し自己評価を求めれば、二度手間になり混乱を招くとも懸念されます。

そこで本第4期推進委員会は、人権のまちづくりに携わる市職員や事業者・協働団体・市民の間で、「励ます」評価なのだ、という理解を確実に共有するためにはどのような評価のしかたをすればよいか、という点に焦点を絞って、検討を行いました。

Ⅱ. 答申(提言)の趣旨説明

1. 評価・点検は何のためか

(1) 評価・点検は市民のために行われる

今日、人権のまちづくりに限らず、行政の事業や施策の全般にわたり、評価・点検のしくみが整えられるようになりました。三田市もその例外ではありません。

こうした評価・点検を行うことの第一の目的はもちろん、行政の事業や施策をPDCAサイクルに乗せることで、よりよいものへと向上させることにあります。

営利企業において「よりよいもの」とは、利潤の増大につながる高い効率などを意味するでしょう。しかしながら、市の行政とは、市民から委託され市民のために行われるものですから、「よりよいもの」とはあくまでも市民にとってよいものでなければなりません。また、よりよい行政へと向上させるために行われる評価・点検も、単に効率を高めたりするためではなく、最終的に市民のために行われるのです。

たとえば、PDCAサイクルによる行政の評価は、まず行政自身による内部評価(自己評価)から始まります。しかしながら、過去に内部評価として行われた三田市の事務事業評価や施策評価では、目標がなぜそのように設定されているのか、なぜその評価点数になっているのか、市民の目には必ずしも明確とはいえませんでした。

今日、社会で広く行われるようになった自己評価というものは、往々にして「自己反省的・自己批判的に見えるように、しかし現状維持は果たされるように」というところに落ち着きがちです。ですが、それだけに終わってしまえば、自己評価は形骸化し、単なる形式的儀礼のようになってしまいます。そんな自己評価作業ばかりに追われるようになれば、本来なすべき仕事をする時間と労力が削がれるだけです。数値目標を設定しても、数値を出すことだけが目標になってしまい、算定に操作が入る可能性もあります。自己評価がそもそも何のために、誰のために行われるのかを検討することもなく、社会の風潮に従って「とにかく自己評価をすればよい」「PDCAサイクルに乗せさえすればよい」「数値目標を示しさえすればよい」とするのは、避けなければなりません。

(2) 行政と市民間のコミュニケーションを改善する

ところで、市による行政の自己評価には、PDCAサイクルにおける評価の第一段階というほかに、市民の税金で行っている事業や施策が着実に推進され効果を上げていることを示し、市民に納得してもらうという意義もあります。行政は、何をどのように行っているのか、情報を開示し説明して、つねに市民の納得や同意を得なければならないのです。

ですが、行政が説明責任を果たし市民の納得を得るための方法としては、自己評価が唯一の方法というわけではありません。事業や施策の効果に納得してもらうためには、自己評価を行う以外にも、やり方はあります。

むしろ、市が日頃から、人権に関する施策や事業の成果を目に見える形で市民に示し、市民が納得しているならば、すでに自己評価の目的の半分は達せられています。また、そのように行政と市民の間でよいコミュニケーションが保たれていなければ、PDCAサイクルにおける外部評価や、公表に基づく市民の意見募集を、十分に機能させることはできません。

・人権関連の計画・方針・施策・事業などの全体像がわかる「案内図(ガイドマップ)」を

たとえば現状では、そもそも三田市でどのような人権関連の施策や事業が、どのような計画や方針に基づいて行われているのか、市民がひと目でわかるように周知・広報されているとはいえません。そこで、人権関連の施策や事業の全体像がひと目でわかる「案内図(ガイドマップ)」を、その根拠になっている計画や方針とともに、パンフレットにまとめたり、市のホームページ上に掲載したりするなど、一般市民の立場に立った周知・広報がいつそう求められます。とくにホームページを用いた「案内図(ガイドマップ)」は、担当部局の垣根をこえて、それぞれ該当する計画の項目・方針・施策・事業などを掲載したページへリンクを張ることが簡単にできますので、ワンクリックでそれらをすぐに見られるようにすれば、とても有用なものになるでしょう。

・人権関連の計画・方針・施策・事業などが作成された経緯の説明を

また、こうした人権関連の計画・方針・施策・事業などが、どのような経緯で作られ実施されるようになったのかが忘れられてしまうと、それらの意義もわからなくなり、形式的に実施されるだけになってしまいます。そこで、上で述べた「案内図(ガイドマップ)」には、それぞれの計画・方針・施策・事業などが、何をきっかけにして、どのようないきさつで作られ実施されるようになったのか、いわば歴史的な背景の説明をつける必要があります。そのような説明があれば、新しく住民になった方など、いきさつを知らない市民でも、人権関連の計画・方針・施策・事業などが、なぜ、どのように役に立つのか、理解できるようになります。

・推進委員会答申(提言)の実施状況の評価・点検を

こうした一般市民向けのわかりやすい説明は、もちろんこの「三田市人権のまちづくり推進委員会」に関しても求められます。

冒頭に述べたように、「三田市人権のまちづくり推進委員会」は、「三田市人権施策基本方針」に基づいて設置され、市長と各部長によって構成される行政組織である「三田市人権のまちづくり推進本部」から諮問を受け答申するとともに、人権施策の推進に関する事項について調査審議を行うのが任務です。しかし、このような推進委員会が設置され調査審議を行っていることを、一般市民のうち、どのくらいの方々が知っているでしょうか。委員の中にすら自分が任命されて初めてこの委員会の存在を知った者がいることからみれば、広報などによる市民への説明は十分とはいえません。

また、推進委員会への諮問のあり方にも不十分な点があります。推進委員会が「人権のまち実現に向けての推進状況の評価・点検」に関する検討という役割を果たすためには、まず第一に、これまでの推進委員会が提出した答申書(提言書)の内容がどのくらい実行に移されたか(何を実施し何を実施できなかったか)、推進本部の取り組みを点検・評価することが必要です。その上で諮問がなされなければ、推進委員会の答申(提言)を「人権のまちづくり」に活かすことはできません。それまでの推進委員会の答申(提言)の実施状況をまず点検・評価することは、「三田市人権施策方針」で示された推進体制を実質的に整備し機能させていくために不可欠です。

そこで本第4期推進委員会は、第1期から第3期までの提言内容が、どのように実現されたか検討する作業を最初に行いました。それにより、答申(提言)された内容のうちには、国や県との調整が必要であるなどの理由によって、実施できていない内容もあることが明らかになりました(資料参照)。

(3) 評価は向上のためにある―「成長を促進する」「励ます」評価

くりかえしますが、評価・点検の本来の意義とは、その結果を改善に役立て、向上につなげることにあります。つまり、改善に役立ち向上につながる評価・点検こそが「よい評価・点検」であり、改善や向上につながらない評価・点検は「だめな評価・点検」です。

その意味で、人権のまちづくりを推進するための評価・点検のあり方としては、第1期C分科会の提言にあるように「市の施策や行政・市民活動の成長(発達)を促進するための評価」「市民や事業者、市職員を励まされる評価」がふさわしいといえます。

第1期提言でその対極に位置づけられているのが『「ランク付け」という施策の『評定(値踏み)』』です。今日、人権関連の事業や施策はもはや必要のないものとして、「仕分け」や「切り捨て」の対象とみなすかのような議論がなされることがあります。しかしながら、基本的な人権は「侵すことのできない永久の権利」(日本国憲法第11条)であり、人権のまちづくりは、市民が人間らしくいきいきと生活していくために欠かすことのできない環境を整備することです。

それゆえ、本第4期推進委員会も、第1期C分科会の提言を確認し、人権に関する事業や施策の実施を担当する者を「励まし」「成長を促進する」評価・点検のあり方をめざして検討を行いました。

2. 「成長を促進する」「励ます」評価に向けて

(1) 結果としての評点よりも評価基準を定める過程を重視すべき

評価・点検によって「成長を促進する」「励ます」ためには、結果として評点を出すことよりも、いかに評価基準を定めていくかという過程のほうがはるかに重要です。

評価・点検の目的が、「ランク付け」や「値踏み」を行い、事業や施策を「仕分け」、効率の劣るものを「切り捨てる」ことにある場合には、結果としてどのような評点になったかが重視されます。しかし、そうした評価・点検は、事業および施策に関わる者を、ともすると高い評点を得ることにのみ駆り立て、低い評点が出ないように萎縮させることにつながりかねません。実施担当者の「成長を促進し」「励ます」ためには、評価の結果としての評点よりも、どのように評価基準を定めるかという過程が大切です。

(2) 評価基準を定める過程に実施担当者と当事者が参加する

また、評価基準を定める過程に、事業や施策の実施担当者(行政や協働団体の担当者)が参加することが必要です。第三者のみからなる評価者(評価を行う者)が評価基準を作成し評価することは、実施担当者に緊張感をもたせる反面、評価基準に対して違和感や不信感が生じたり、事業や施策の実施に際して萎縮したりする可能性もあるからです。事業や施策の実施担当者が評価基準に納得していることは、実施担当者の「成長を促進し」実施担当者を「励ます」ためには欠かせません。

また、事業や施策の対象となる当事者(被差別地区出身者、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子どもやその保護者など)も、評価基準を定める過程に必ず参加しなければなりません。当事者を抜きにして、評価者と実施担当者だけで評価基準が定められることがあってはなりません。

評価者と、事業ないし施策の担当者と、対象当事者の三者が、同じテーブルを囲み、何をどこまですべきだったのかという評価基準について、十分に話し合いながら、ひとつひとついねいに検討することが必要です。

(3) 評価基準を定める過程と評価を行う過程は切り離せない

評価・点検に関しては、評価を行う前に評価基準を定めておき、それを尺度として実態に当てはめて評点を出す、という手順が踏まれることが多いです。しかしながら、こうした手順は、公平さと客観性が求められる「ランク付け」や「値踏み」としての評価については妥当ですが、「成長を促進する」「励ます」評価を行うためには必ずしも適切とはいえません。なぜなら、上に述べたように、評価基準を定める過程に実施担当者が参加することが不可欠である以上、評価基準そのものが、実施状況の評価・点検しながら作成されるものにならざるをえないからです。

「何をどこまですべきか」という評価基準を明文化する過程で、「現状は〇〇までできているが、△△までできるし、やるべきだ」という話し合いを、評価をする者と、事業ないし施策の実施担当者と、対象当事者の三者が、お互い忌憚なく考えを述べ理解を共有することが、実施担当者を「励まし」、人権のまちづくりの推進につながります。

(4) 個々の事業や施策の評価は作業班で行う

評価・点検を行う当該の事業や施策ごとに、評価者、実施担当者、対象当事者の三者によって構成される作業班(ワーキンググループ)を組み、十分に話し合いながら評価基準を定めていきます。この作業班は、評価者、実施担当者、対象当事者が、それぞれ複数(2人以上)含まれ、計6名以上からなることが望ましいです。この作業班による評価基準を定め評価を行っていく過程こそ、第1期提言書にいう「市の施策や行政・市民活動の成長(発達)を促進するための評価」「市民や事業者、市職員を励ませられる評価」の核になるものとして、とても重要です。

この作業班は、人権のまちづくり推進委員会の下部に設置されるのが適当でしょう。第1期C分科会の

提言では、「Check(評価)」の段階は人権のまちづくり推進委員会の役割とされています(第1期提言書 p.13)

「人権施策評価システム（概念図）」参照）。ですが、各分野の人権について活動しているグループや団体から推薦された委員と公募の委員で構成されている現行の推進委員会の体制は、人権のまちづくり全体の方向を評価・点検するには適切でも、個々の具体的な事業や施策の検討を行うには適していません。

(5) 事業(事項)を選ぶ

しかし、時間的・労力的な制約から、人権のまちづくりに関連するすべての事業ないし施策について、こうした手間のかかる手順を用いて評価することはできないとも考えられます。その場合は、いくつかの重点事業や施策を選び、モデル的に行うことで、最小限ではありますが事業担当者の「成長を促進」し「励ます」評価の機会を設けることができるでしょう。

たとえば、第4期推進委員会では、平成23年に始まった三田市の「本人通知制度」に関して議論し、以下のようなルーブリックとしての評価基準づくりを試みました。ここでは、評価の観点を(A)～(D)の4つとし、評点を1～5の5段階にしています。

観点 評点	(A)制度の根拠	(B)広報・周知	(C)利用しやすさ	(D)登録の普及
5	法律	市民と行政が協働して周知する 全市民が知っている	地区ごとに登録できる 誰に何の目的でとられたのかわかる	ほとんどの市民が利用
4	条例(優先)		取得された目的がわかる	
3	条例の枝としての要綱		誰が取得したかわかる	
2	単独の要綱 (個人情報保護条例と不連携)	行政だけが広報を行っている 必要な人だけが知っている	市役所でのみ登録取られたことだけわかる	1割以下の市民が利用
1	制度がない			

本人通知制度の場合、市の担当部局は市民課ですが、本推進委員会の事務局である人権推進課も市民課と協働してきています。一方、推進委員は、第三者の視点をもつと同時に、制度の利用者として事業の対象者でもあります。そこで、推進委員は事業対象者として制度への期待や要望を述べ、人権推進課職員は制度をめぐる事情や困難さを説明した上で、互いにそれらを共有し、他の自治体や国の状況も踏まえた第三者の視点も取り入れて、評価基準をルーブリックに表現していきました。

委員会では議論の時間が足りず、上記のルーブリックは空欄が残っている作業途上のものですが、「成長を促進する」「励ます」評価となるための場として、評価基準と評価に関するこうした話し合いの作業の重要性を確認できました。

(6) 個別の事業の評価から施策の評価への積み上げ

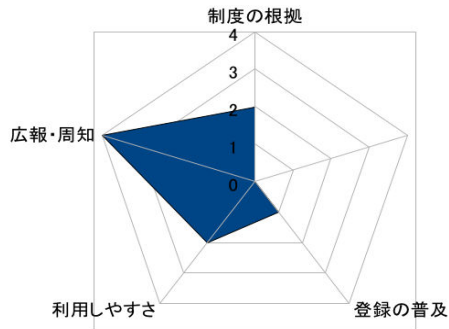
個々の事業についての評価基準は、その事業を評価する観点ごとに、評点の到達点を文章化したルーブリックとして表現され一覧表にまとめられます。そして、その評価基準に即して算出された評点は、それぞれの観点を軸としたレーダーチャート(クモの巣のように評点を面積で示す図)上にまとめることができます。

また、そのレーダーチャートそのものについて評価する基準をルーブリックにまとめ、評点を出します。この作業を複数の事業に関して行っていけば、それぞれの事業の評点を軸にとったレーダーチャートが作れます。これを、それら

の事業からなる施策の評価とすることもできます。

このように、ルーブリックとレーダーチャートを併用することで、個別的・具体的な事業の評価と、複数の事業で構成される施策の評価を関連づけられます。

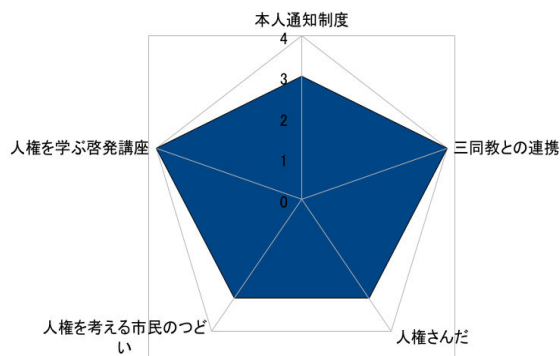
たとえば、上記の本人通知制度は、「三田市人権施策基本方針」では、分野別施策のうち「1.同和問題」の「④人権相談及び人権侵害に対する被害者救済などについての体制づくり」に位置づけられます。その本人通知制度について、上記のルーブリックに基づく評点を、たとえば「2・4・2・1」と算出したとし、それを下記のようにレーダーチャートにまとめました(上記のルーブリックでは観点が4つしかないため、5つ以上の軸を必要とするレーダーチャートとしては360度閉じることができず、右側が欠けた形になっています)。



次に、同和問題分野の施策を全体として評価するために、本人通知制度を含むこの分野の事業を並べて、その評価基準をルーブリックにまとめます。ここでは例として便宜的に、本人通知制度のほかに、「人権を学ぶ啓発講座」「人権を考える市民のつどい」「広報伸びゆく三田(人権さんだ欄)」(以下「人権さんだ」と略します)「三田市同和教育研究協議会(略称:三同教)との連携」の計5事業を取り上げますが、レーダーチャートの軸の数に限りはありませんので、実際には必要な事業をすべて並べればよいでしょう。

事業	本人通知制度	人権を学ぶ啓発講座	人権を考える市民のつどい	人権さんだ	三同教との連携
5					
4					
3					
2					
1					

このルーブリックに従い、それぞれの事業の全体としての評点を、たとえば「3・4・3・3・4」と算出したとし、レーダーチャートに描きます。そうすると以下ようになります。



このレーダーチャートを評価する基準をルーブリックとして文章化し、それによって評価すれば、施策全体の評価を行うことができます。

(7) 市による事業評価・施策評価にルーブリック作りを取り入れる

市による行政評価は、第1期提言書の「人権施策評価システム(概念図)」でいう、庁内施策に関する、人権のまちづくり推進本部による「実行(DO)」とそれに伴う内部評価に該当します。

そこで、モデルとして選んだ事業ないし施策を評価する観点について、行政および協働団体の担当者と、対象当事者が、話し合いながらルーブリック作りを行い、内部評価の妥当性を評価します。それが第1期提言書「人権施策評価システム(概念図)」でいう「Check(評価)」すなわち「内部評価に対する評価とその他施策の評価」になります。その際、市の行政評価におけるチェック項目をそのまま観点ごとの具体的内容に関するチェック項目としてもよいですし、必要に応じてさらに細かくチェック項目を設定してもよいでしょう。

たとえば、本第4期推進委員会で資料として提示された平成21年度の事務事業評価シートを例にとりますと、チェック項目が①～⑩の10項目挙げられているので、これらをそのまま観点として横にとります。また、これらの観点に関してそれぞれ「4・3・2・1」の評点がチェックされるので、評点を縦にとります。こうしてルーブリックの枠を作りますと、

項目 評点	必要性・妥当性		有効性		目標達成度		効率性		信頼性	
	①ニーズや情勢への適応	②市が行う必要性	③目的に対する効果性	④目的実現への貢献度	⑤成果向上度	⑥展開の努力	⑦コスト改善	⑧効率的な実施	⑨説明責任・安全・法令遵守の確保	⑩協働の度合い
4										
3										
2										
1										

となります。そして、空欄に、その事務事業に関して、評価基準を文章化して記入していくことになります。

同様に、平成21年度の施策評価シートを例にとると、観点が4つ挙げられていますので、

項目(観点)	達成度 (目標像の実現に向	有効性 (施策意図を達成す	役割分担 (施策意図を達成す	適応性 (総合計画における
--------	------------------	------------------	-------------------	------------------

評点	けて、施策が順調に進められているか)	るための手段[事業構成や事業の重点化]は適当か)	るため、住民・事業者などパートナーシップは図れているか)	施策の位置づけ、方向性は環境変化に対応しているか)
4				
3				
2				
1				

となり、空欄に、その施策に関して、評価基準を文章化して記入していくことになります。

市による行政評価の項目が人権関連の事務事業や施策にふさわしい項目になるかどうかは、検討の余地があります。しかし、市の行政評価とは別の様式を人権関連の事業や施策に関してだけ作成し評価を行うのは、ひじょうに煩雑ですし、二度手間になり混乱を招くかもしれません。したがって、項目の妥当性には多少疑問が残るかもしれませんが、市による行政評価の様式における評価項目をループリック作りを通して検討したほうが、実質的な点検・評価につながると思います。

また、上で述べたように、すべての事務事業と施策に関して、作業班を設けて評価基準と評価について議論する場を設けることは現実的ではありませんが、いくつかの重点項目を選んでその作業を行い、評価基準をループリックに明文化して、当該の事務事業ないし施策の評価の様式に添付するようにすれば、人権のまちづくりをさらに推進する「成長を促進する」「励ます」評価を実施していくことができるでしょう。

第4期 人権のまちづくり推進委員会

(第1期～第3期 答申書の推進状況)

第1期三田市人権のまちづくり推進委員会答申

第2期三田市人権のまちづくり推進委員会答申

第3期三田市人権のまちづくり推進委員会答申

人権のまちづくり推進委員会 第1期答申書 推進状況

	答 申 内 容	そ の 後 の 展 開
1	<p>人権センターの設置</p> <p>人権という人間の生活基盤（教育、福祉、労働、環境等）に関わる問題を扱うためには、包括的な組織や機関を設置しなければなりません。市民と事業者、行政が協働して参画し、人権問題に関して幅広く現実に即した議論ができる恒常的な組織を設けるため、人権センターの設置を提言します。人権センターの機能は、以下のとおりであります。</p> <p>①行政組織における統括機能「総合人権室（仮称）」</p> <p>②市民・事業者・行政との協働機能「人権市民会議（仮称）」</p> <p>③人権相談・支援機能「総合人権相談（仮称）」</p> <p>④人権教育・啓発機能「人権教育・啓発コーディネーター（仮称）」</p> <p>⑤人権問題に関わる調査・研究機能「三田市人権研究プロジェクト（仮称）」</p> <p>⑥人材育成・研修機能</p>	<p>第2期人権のまちづくり推進委員会においてさらに検討し答申を行った。（第2期答申書1に掲載。）</p>
2	<p>人権相談・支援制度の設置</p> <p>従来、人権侵害の被害者が行政へ相談しても、有効な解決策を見出せないことが少なくありませんでした。人権侵害の相談があった場合、内容にもよりますが事実を確認し、相談者と相談員が一緒に問題解決策を考えることができる支援体制が必要であります。人権侵害の相談・支援策を考えるにあたって、以下の取り組みを検討するよう提言します。</p> <p>①市民なんでも相談窓口の設置（24時間体制が望ましい）</p> <p>②相談があった場合、どのような流れで問題解決するのかという具体的手順の明示（市にどのような協力を期待するのかという選択肢の提供や、わかりやすく相談体制について説明することも必要である）</p> <p>③既存の相談窓口を一元化し相談担当課のネッ</p>	<p>第2期人権のまちづくり推進委員会においてさらに検討し答申を行った。（第2期答申書3に掲載。）</p>

	答 申 内 容	そ の 後 の 展 開
	<p>トワークの確立</p> <p>④第三者が立ち合い、とことん話し合いができる機会をもてる体制づくり（円卓会議方式）</p> <p>⑤市民オンブズパーソン制度の立ち上げ</p>	
3	<p>人権施策評価システムの稼働</p> <p>人権施策の評価は、評価するものもされるものもお互いが主体者として参加して人権のまちづくりを推進することが目的であります。「ランク付け」という施策の「評定（値踏み）」をするのではなく、「市の施策や行政・市民活動を成長（発達）を促進するための評価」をめざし、そのために市民自らが評価者となり、行政も自己評価を行い、それぞれが同じ目標をもって評価をしなければなりません。そして、新たな人権施策につながっていくような評価システム（PDCAサイクル）にしなければなりません。市民や事業者、市職員を励ませられる評価、あるいは費用対効果では測ることのできない人権の視点にたった評価が、早期に人権施策評価システムとして稼働できるよう提言します。</p>	<p>第4期において、より具体的な部分について諮問中。</p>

人権のまちづくり推進委員会 第2期答申書 推進状況

	答 申 内 容	そ の 後 の 展 開
1	<p>人権センター機能の充実について</p> <p>①人権センターの運営には、行政、市民、事業者が協働して参画する。</p> <p>②人権センターは、三田市の人権関係の各種団体、および市の関係部局と緊密な連携を取りながら、人権施策の中心的なコーディネーターとして人権相談業務や課題解決に当たる。</p> <p>③人権センターは、三田市の人権課題に関する総合的な窓口として、きわめて重要な市民サービスを提供する役割を担っている。こうした機能を十分に果たすためには、人権相談を中心としたセンター業務を行う人材の育成に、特に力を注ぐべきである。</p>	<p>第3期人権のまちづくり推進委員会においてさらに検討し答申を行った。(第3期答申書1及び2に掲載。)</p>
2	<p>人権条例について</p> <p>①条例は、すべての三田市民の人権を守り、差別のない暮らしやすい三田市をつくるための考え方や方針を掲げる理念的な内容を持ち、同時に人権相談等の規定を含む条例とする。</p> <p>②条例は、国際的な人権条約の精神を反映したものとする。策定に当たっては、種々の国際的な人権条約を精査し、可能な限り条例に反映させる。</p> <p>③条例の中で、個別分野の人権施策の必要性を明示し、問題解決へ向けて各課の取り組みを推進する。</p> <p>④条例のなかで人権センターの位置づけや役割等を明記する。</p> <p>⑤三田市における個々の人権課題に対応した施策を実施するために、三田市における差別事例や人権侵害事例などに関する実態調査を定期的実施するよう、条例の中に明記する。</p> <p>⑥条例には、三田市でこれまで行われてきた人権に関する取り組みの歴史に関する記述を盛り込む。</p> <p>⑦条例において、「(仮称)人権オンブズパーソン」の設置が必要であることを、明記する。</p>	<p>国の人権救済制度(人権擁護法案)との関連が深く、国の動向を見ながら検討を行っていく。</p>
3	<p>人権相談・支援体制の整備について</p> <p>①三田市人権のまちづくり推進委員会(第1期目)の提言を施策に反映させる。(あわせて、人権意識調査の結果を施策に活かす)</p> <p>②三田市において、市からの情報が、すべての市</p>	<p>第3期人権のまちづくり推進委員会においてさらに検討し答申を行った。(第3期答申書1及び2に掲載。)</p>

答 申 内 容	そ の 後 の 展 開
<p>民にくまなく行き渡る体制を整備する。</p> <p>③地域において、多様な人々の多様な交流の機会を積極的に整備する。</p> <p>④市民人権なんでも相談（仮称）窓口を、相談者である市民の視点にたって、相談体制の整備を講じる——相談機関の所在がわかりやすい、気軽に相談できる、相談したい時にいつでも相談できる、一緒に考えてくれる、問題解決の力になってくれる、秘密を保持されるなど。なお、このような相談窓口は、他市における人権オンブズパーソン制度に類似すると思われるが、当市では、あえて、「人権オンブズパーソン制度」という、まだまだ市民にはなじみのない名称を用いなくておきたい。市民の方々にとって、「自分たちの相談機関」と思える名称を、今後、検討していただきたい。</p> <p>⑤ワンストップ・サービス体制の整備－1カ所で、多様な人権相談をすべて受け付けてもらえて、解決してもらえるような相談体制をつくる。</p> <p>⑥相談体制を、市民とともにつくるという姿勢を貫くこと</p> <p>⑦子どもたちが直接に相談できる機会を保障する。</p> <p>⑧相談することが人権問題の解決であると同時に、人権意識の向上や人権学習になり、人権啓発にもなる取り組みとなる。</p>	

人権のまちづくり推進委員会 第3期答申書 推進状況

	答 申 内 容	現 状	今後の予定・方向性
1	<p>人権センターについて</p> <p>①三田市人権のまちづくり推進委員会の第1期、第2期の提言における人権センターについて施策反映を図る。</p> <p>②人権相談・救済・支援について実効性のある対応を行うため、人権センターは市長の直轄機関として位置づける。</p>	<p>平成23年7月から人権推進課内に「人権に関する総合相談窓口」を設置している。</p>	<p>「人権に関する総合相談窓口」の設置場所については、新庁舎建設(27年度)をふまえ、今後相談者の利便性や人権センター機能が最大限発揮できる場所を含め総合的に検討を行う。そのため平成23年度については、暫定措置として、現在西3号庁舎にある人権推進課内に「人権に関する総合相談窓口」を設置した。</p>
2	<p>総合人権相談機関について</p> <p>①人権センターにおいて総合的な人権相談・救済・支援体制の充実を図る一環として、あらゆる人権相談に対して一元的に対応できる総合人権相談機関を設置する。</p> <p>②総合人権相談機関の相談体制は、相談者である市民の視点に立って整備する。</p> <p>③総合人権相談機関は、人権センター内の教育、啓発、人材育成、研修等他機関との有機的な連携のもと人権相談・救済・支援の質の向上を図るように努める。</p>		
3	<p>人権オンブズパーソン機関について</p> <p>①市民のかかえる様々な人権問題の解決に向けた救済・支援の機関として、人権オンブズパーソン機関を市の附属機関として設置する。</p> <p>②人権オンブズパーソン機関は、関係修復を目的とした活動、即ち人権侵害に対する調査活動並びに被害者の代弁及び円卓会議等による調整活動を行う機関とする。</p>	<p>国・県を含めて、人権に関する救済機関は存在しない状況である。</p>	<p>国の人権救済制度の動向を見ながら推進。</p>

4	答 申 内 容	現 状	今後の予定・方向性
	<p>戸籍等取得時における本人通知制度について</p> <p>近年相次ぐ戸籍等不正取得事件に鑑み、戸籍等不正取得の防止と不正取得時の人権相談・救済・支援につながる登録型の本人通知制度を実施する。</p>	<p>戸籍謄本等の不正取得が明らかになったときに「本人告知」を実施。(H19 三重県行政書士事件、H24 プライム事件)</p>	<p>今年度 10 月に登録型の本人通知制度を実施。</p>
5	<p>情報提供・案内表示・相談支援体制の充実について</p> <p>①三田市在住外国人に対して災害時の緊急避難場所・方法に関する情報を提供するために、三田市全域の「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」を多言語で作成する。さらに、「災害時要援護者支援制度」を「日本語に不慣れた外国人」が利用しやすいように改善する。</p> <p>②「日本語に不慣れた外国人」のために、避難場所の表示を多言語化するとともに、緊急避難や医療、さらには市民生活全般に関するピクトグラム（Pictogram：絵文字・絵単語）を作成する。</p> <p>③地域の民生委員や自治会組織との連携の下で、災害時に外国人をサポートできる「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」を組織し、多言語による避難誘導、通訳などを含む多様な救援活動が行える人材を養成する。</p> <p>④「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」に従って、「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」の協力のもと、三田市在住の外国人を対象とした災害避難訓練を定期的実施する。</p>	<p>①多言語（日本語＋6言語）による防災パンフレットを作成し、外国人全世帯（特別永住者を除く）に送付済。「災害時要援護者支援制度」の申込書を多言語（英語・中国語）で作成済。</p> <p>②現在、取り組みは行っていない。</p> <p>③三田市国際交流協会への委託事業として、災害時外国人サポーターの養成講座を実施。</p> <p>④現在、取り組みは行っていない。</p>	<p>①新たに転入されてきた外国人市民には市民課窓口で多言語防災パンフレットを配布する。</p> <p>②避難場所の表示の多言語化については、防災安全担当課と今後検討していく。</p> <p>③三田市で大規模災害が起きた場合は、ボランティアも含めて被災する可能性があるため、三田市国際交流協会とも連携しながら、他の自治体等との連携について検討する。</p> <p>④三田市国際交流協会、防災安全担当課と今後検討していく。</p>
6	<p>日本語学習や日本社会への適応支援について</p> <p>日本語の理解が不十分な幼児・児童生徒を対象とした「子ども日本語教室（仮称）」を開設する。</p>	<p>①三田市国際交流協会日本語サロン（外国人向けの日本語教室）を開催。対象は児童生徒に限定はしていない。</p> <p>②日本語理解が不十分な児童生</p>	<p>①三田市国際交流協会の日本語サロンにおいて継続的に実施していく。</p> <p>②引き続き、県や市のサポーター派遣を行っていく。さらに、学校から</p>

	答 申 内 容	現 状	今後の予定・方向性
		徒については、県や市のサポーターを必要に応じて派遣し、日本語指導にあたっている。	の要請があれば、市教委とまちづくり協働センターが連携し、国際交流協会が日本語指導ボランティアを放課後等の時間に、要請のあった学校に派遣する。
7	<p>就学の保障と学習支援について</p> <p>①新たに渡日してきた児童生徒が新しい教育環境（学校）に適応できるように、学校単位で、就学前から就学後にかけて数週間の就学準備期間を設け「就学オリエンテーション」を実施する。</p> <p>②教科学習の習熟、進路指導、受験指導などを含む総合的な学習支援を目的とした、教員・ボランティアから成る「学習支援プロジェクト（仮称）」を実施する。</p> <p>③幼児・児童生徒の文化的・宗教的背景を尊重した教育環境を整備する。その一環として、保護者やボランティアが指導する「母語・母語文化教室（仮称）」を開設する。</p>	<p>①新たに渡日してきた外国人児童生徒には市教委や学校が個々に対応し、就学説明等を行っている。</p> <p>②県や市のサポーターを活用し、個々の指導を行っている。</p> <p>③国際交流協会等、関係機関との連携を行っている。また、各学校の国際理解教育において、日本人児童生徒や外国人児童生徒が母語や母文化に誇りを持つ取組を行っている。</p>	<p>①各学校が必要に応じて就学時検診や入学説明会等で国際交流協会の通訳ボランティアを活用できるよう、市教委が各校に周知する。</p> <p>②日本語指導を必要とする児童生徒に対する学習言語の習得支援のため、教職員向けの研修会等を充実する。</p> <p>③市教委がまちづくり協働センターと連携し、国際交流協会やNPO法人等が行っている「日本語教室」を各校に周知していく。</p>
8	<p>行政サービスの充実について</p> <p>①外科・内科問診票を多言語化（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等）し、市内の公立・私立の医療機関に配布する。</p> <p>②医療現場での専門的な通訳能力を持った人材を育成する。</p> <p>③三田市在住外国人に関する総合相談窓口を「人権センター」に一元化し「外国人総合相談センター（仮称）」を開設する。</p> <p>④外国人市民と日本人市民との市民会議を開催する。</p>	<p>①14言語（インドネシア語、英語、カンボジア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国（北京）語、ハングル、ベトナム語、ペルシャ語、ポルトガル語、ラオス語、ロシア語、フランス語）の問診票（眼科、歯科、整形外科、皮膚科、外科、耳鼻咽喉科、内科、産婦人科、小児科、脳神経外科）を配付済。</p> <p>②医療通訳ができる人材の育成は行っていないが、国際交流プラザにおいて外国語ができる医療機関の情報提供は行っている。</p> <p>③現状でも、総合相談窓口において外国人からの相談も受けることになっており、必要に応じて当課も連携を行っている。</p> <p>④当課においては、取り組みは行っていない。</p>	<p>①対応済</p> <p>②国際交流プラザにおいて外国語ができる医療機関の情報提供を行っていく。</p> <p>③三田市在住外国人の相談しやすい体制をとるため連携も含め対応する。</p> <p>④市政に外国人市民の意見をどのように反映させるかについては、今後検討していく。</p>

事務事業の評価【CHECK】	必要性・妥当性	①市民ニーズや社会経済情勢の現状に適應しているか		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1	評価点数	
		②事業を市が行う必要性があるか		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1		
		説明							
	有効性	③事業の目的に対して効果的に実施されているか		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1	評価点数	
		④施策の目的の実現に貢献しているか		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1		
		説明							
	目標達成度	⑤成果向上度（目標に向かって成果指標が向上しているか）		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1	評価点数	
		⑥目標達成に向けた事務事業の展開に努力したか		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1		
		説明							
	効率性	⑦コスト改善（単位当たりコストによる効率性は高まっているか）		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1	評価点数	
⑧事務は効率的に行われているか（実施方法、受益者負担など）		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1				
	説明								
信頼性	⑨説明責任や安全・法令遵守の確保に手段が講じられているか		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1	評価点数		
	⑩協働の度合い（市民参画と協働、関係機関・団体との連携）		<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1			
	説明								
市総合評価	(現状分析・今後の課題等特記事項)		評価	<div style="text-align: right;">事務事業の特性</div>					
			↓ ↓						
外部評価	(特記事項)		評価						

今後の取組【ACTION】	今後の方向性		<input type="checkbox"/> 拡大・充実 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 見直し・改善 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 終了・完了 見直し・改善の方向性→
	今取組の後組の策	取組内容	
		期待される効果	

施策評価シート

記載年度

対象年度

評価担当部署	評価責任者	TEL
関係課		

施策の目標【PLAN】	施策(目標項目)No.名称	
	総合計画の位置づけ	大施策 中施策 目標像
	施策体系	
	行政の役割	
	施策の目的	対象(誰を・何を) 意図(どのような状態にしたいのか) 対象者数()

施策の現状【DO】	施策にかかるコスト・財源 (単位:千円)		18年度 決算	19年度 決算	20年度 予算	20年度 決算	21年度 予算	施策を取り巻く社会 環境や市民ニーズ		
	投入人員	施策にかかる人件費								
		事業にかかる人件費								
		人件費計 (a)								
	投入経費	事業費 (b)								
	施策にかかる総コスト (a)+(b)									
	財源内訳	特定財源	国・県支出金等							
			受益者負担							
		一般財源								
	施策指標の設定			18年度 実績	19年度 実績	20年度 目標	20年度 実績		計画最終 年度目標	現状における 課題認識
	総合計画 注目標									
	① (説明)									
	② (説明)									
	③ (説明)									

施策の点検・評価【CHECK】	達成度	目標像の実現に向けて、施策が順調に進められているか	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
		説明				
	有効性	施策意図を達成するための手段(事業構成や事業の重点化)は適当か	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
		説明				
	役割分担	施策意図を達成するため、住民・事業者などとパートナーシップは図れているか	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
		説明				
適応性	総合計画における施策の位置づけ、方向性は環境変化に対応しているか	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1	
	説明					
	市総合評価 コメント			外部評価 コメント		

施策を構成する事務事業等								
	事務事業名	担当課	事業費総コスト(千円)		事業の成果(アウトカム)		市 総合評価	今後の 方向性
			人件費	事業費	成果指標	H20実績		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
合計					*	*	*	*

【CHECK】

【ACTION】	今後の施策展開の方向性	<input type="checkbox"/> 拡大・充実 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 見直し・改善 <input type="checkbox"/> 縮小 見直し・改善の方向性→			
	今後の取組・改善策	取組内容			
		期待される効果			

II 三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成21年3月26日

条例第2号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市（以下「市」という。）に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
（省略）					
市長	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権施策の推進に関する事項についての調査審議	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	2年
（省略）					

（平21条例26・平22条例3・平22条例28・平23条例4・平23条例16・平成24条例7・平成24条例38・平成24条例50・平成25条例5・平成25条例23・平成25条例30・一部改正）

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

— 略 —

（施行期日）

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

— 略 —

Ⅲ 三田市人権のまちづくり推進委員会規則

平成21年3月26日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市人権のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(分科会)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に分科会を設けることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人権推進担当課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

Ⅳ 三田市人権のまちづくり推進委員会委員一覧【4期目】

	名 前	区 分	所 属 (団 体)	備 考
1	土屋 貴 志	学識経験者	大阪市立大学大学院 准教授	委 員 長
2	増野 史 郎	団体推薦	市内中学校長会	副 委 員 長
3	迫田 千 都 世	団体推薦	三田市同和教育研究協議会	
4	福田 昌 弘	団体推薦	三田市社会福祉協議会	
5	前中 良 介	団体推薦	三田市企業同和教育推進協議会	
6	福本 悦 夫	団体推薦	解放同盟三田市支部連絡協議会	
7	松見 拓 造	団体推薦	三田市民生委員児童委員協議会	～平成 25 年 11 月
	梶田 吉 彦			平成 26 年 1 月～
8	小池 由 紀 子	団体推薦	三田市人権擁護委員協議会	
9	井上 剛	公 募		
10	福本 晃 美	公 募		

Ⅴ 会議経過一覧

(1) 推進委員会

	開 催 日	掲 載 ページ	開 催 内 容 等
1	平成 24 年 7 月 24 日	P 2 8	三田市人権のまちづくり推進委員会 第 4 期の役割等について
2	平成 24 年 10 月 05 日	P 3 0	人権施策の進捗状況の評価・点検のあり方について
3	平成 24 年 12 月 17 日	P 3 1	事務事業をもとにした進捗状況の評価・点検のあり方について
4	平成 25 年 2 月 07 日	P 3 3	人権施策の概要把握と評価システムについて
5	平成 25 年 5 月 27 日	P 3 5	第 1 期委員会答申の振り返りとループリックについて
6	平成 25 年 7 月 3 日	P 3 6	ループリック評価の概要について
7	平成 25 年 8 月 19 日	P 3 8	ループリック評価の仕組みについて
8	平成 25 年 10 月 4 日	P 4 0	ループリック評価のパイロットスタディ (1 回目)
9	平成 25 年 12 月 03 日	P 4 2	ループリック評価のパイロットスタディ (2 回目)
10	平成 26 年 2 月 25 日	P 4 5	第 4 期答申書の原案について
11	平成 26 年 3 月 18 日	P 4 8	第 4 期答申書の原案について

VI 推進委員会 会議の概要

第1回委員会

開催日時：平成24年7月24日（火）19：00～21：00

開催場所：キッピーモール6階 多目的ホール3

●委嘱状の交付

各委員へ竹内市長から委嘱状を交付した。

●自己紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

●委員長・副委員長の選任

委員長に土屋委員、副委員長に増野委員を選任。

●市長からの諮問について

竹内市長から土屋委員長へ諮問書を手渡した。

●あいさつ

竹内市長

●三田市人権のまちづくり推進委員会 第4期の役割等について

事務局から、三田市人権のまちづくり推進委員会の役割や今後の進め方について説明を行った。

（委員） 諮問書をみると「人権のまち実現に向けての進捗状況の評価・点検について」と書かれているが、この委員会では具体的に何を話し合っていけばいいのか。事務局で資料が用意されていて、それについて評価していくという形なのか。

（事務局） まずは委員の皆様へ、三田市における様々な人権に関する状況や課題を出していただきたい。その中で、この課題に対しては三田市が今進めている人権施策についてどのような状況なのかという部分を明らかにしていってほしいと考えている。

（委員） これまでに提言が行われてきた内容について、三田市での進捗状況の評価していく必要もあるのではないかと。

（事務局） 次回までにこれまでの提言内容の進捗状況をまとめ、お渡しするようにする。

●フリートーク（テーマ：人権に対する思いや人権のまちのイメージ）

（委員） 人権問題はとてつもなく幅広い。何を捉えて人権というのかから議論を始めないといけない。

（委員） 今の人権問題というのは、それを解決していこうとすると制度が整っていないと感じる。世の中はどんどん変わっていきっているが、その変化に法制度が追いついていない。国の対応を待っているだけではなく、三田市独自の問題は三田市で解決していくような作業を行う必要がある。

（委員） 人権擁護委員として活動しているが、相談に来られる方が少ないのが現状である。市民の方がどれだけ人権について考えているか。どうしたら市民の方に人権について考えてもらえるかと考えている。

（委員） 三田市内の企業においてセクハラやパワハラがあったという相談を受けたことがあるが、企業では解消に向けてどのようなことをしておられるのか聞いてみたい。

（委員） 三企同で毎年人権研修の機会があり、人権問題を解消していこうという話し合いや、人権啓発ビデオを観るなどして研修を行っている。今後さらに活動を通して人権問題の解消につなげたい。

（委員） 人権のスタンダードがどこにあるのかということについて考えることがある。日本人と外国人は当然文化や考え方が違う。同和問題をとっても、人それぞれ考え方も感じ方も違う。人権のスタンダードがどこにあるか、そのあたりについて勉強していきたいと思っている。

- (委員) 外国人児童・生徒の受け入れ制度について、日本は欧米諸国に遅れをとっている。国で制度をつくれなければ、三田市として早く整備すべきではなか。外国人だけでなく、高齢者や障がい者などの社会的弱者が、差別されずに安心して暮らしていけるまちになれば、三田市がより素晴らしいまちになると思う。
- (委員) 児童虐待や子どものいじめなど、子どもにまつわる問題が多く出てきているが、親が責任を持って保護するということが日本ではなくなっているのではないか。子どもにまつわる様々な事件や事故を助長しているのは、日本の制度が欠けているからではないかと感じる。日本人として、制度の整備を真剣に進めていく必要があるのではないか。
- (委員) 今、地域のコミュニティが崩壊している。子どもを取り巻く環境がどんどん崩壊する中で親の責任がどこにあるのかが曖昧になり、その結果が虐待やいじめにつながる。
- (委員) 私は東京で生まれ育ったが、同和教育を受けたことがなかった。関西に来て初めて同和教育を知った。
- (委員) 同和教育は、決して関西だけの話ではない。関東だからないというのではなくその場その場の状況があると思う。残念ながら同和教育を受けてこなかった方の中には、同和とマイナスの出会いをしてしまうことがあるかもしれない。だからこそ、そのマイナスの出会いをいかに修正していくかが人権の学習なのだと感じている。
- (委員) 関東は関西に比べると被差別地区の数が少ないだけで、関東にも部落差別は根強く存在している。四十数年前の三田市の同和教育事業は名ばかりだったが、ある事件をきっかけに市民と行政が話し合いをし、本気になって三田市における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうと立ち上がってきた。人権問題をオープンで話し合える雰囲気はかつてはなかったが、今このようにして人権について話し合えるのは、市民や行政がそれぞれの立場で必死に取り組んできた成果だと思う。将来の三田のためにも、この成果を委員会でしっかり引き継いでいかなければならない。
- (委員) 三同教の活動を通して、部落差別の現実のすさまじさを知った。日常生活では、部落差別を感じることはないという声をよく聞くが、そういう人こそ差別意識が強いと感じている。個人だけではなく、組織的な立場で「同和」「部落」というものを一切避けるという現実がある。
- (委員) みんなが仲良く暮らしていくためには、近隣の人との関係が重要だと思う。まずあいさつや声掛けをしていくことが大切。そうすることで、災害が起こったときにも助け合える。今年の1月に三田市が一体となって、災害避難訓練が行われ、炊き出しがあったりして住人同士の交流の場になった。災害避難訓練に限らず、三田マダンや解放文化祭など、交流できる場を増やしていけたらいい。自分にとっての人権のまちのイメージは、誰に対しても心の底から優しく接して話し合えるまちだと思う。それから、障がいのある人たちが外へ出かけられるように、車いすでも通りやすい道路になるように三田駅周辺を見直してほしい。キッピーモール横の信号機は、駐車場の車の出入り口で視覚障がい者にはわかりにくいので、音で知らせるものに変えてほしい。
- (委員) 私は、地域の中で子どもたちには思いやりを持てるような子どもでいてほしいという思いで活動している。みんなが仲良くすることが人権のまちづくりには欠かせない。

- (委員長) 今回から具体的な内容について検討していきたいと思う。この三田市人権のまちづくり推進委員会の役割は、前回の資料の中に市長からの諮問があったとおりに「人権のまち実現にむけての推進状況の評価・点検について」ということである。少し具体的に言うと「人権のまちを実現するにあたり、どのような視点で進捗状況の評価し点検を行っていくのか」ということが大きなテーマとしてはある。従って、我々の話し合いもここに向かって行く必要があるということは確認しておきたい。
- (事務局) 資料説明
- (委員長) 最終的に我々がしなければならない評価・点検はどこを焦点にしていくのか、何を根拠にして評価・点検をしていくのかを考える場合に、まちづくり基本条例、三田市総合計画、三田市まちづくり憲章、人権施策基本方針、それぞれの位置づけが分からなければ、結局評価・点検の基準になるような到達点がどこに示されているのかが分かりにくいので、この部分については時間をかけて整理をしたい。
- (委員) 人権センター機能として、三田市における人権救済機関である相談窓口のあるものを設けるべきだと以前から発信しつづけてきた。三田市行政の中でも人権問題に関して各部門でいろいろな問題で取り組んでいると思う。各行政機関の中で取り組まれている人権問題と言われる部分の取り組み状況や三田市内の問題の把握状況を含めて、しっかり共有されているかどうか、各部門の問題や取組の状況を把握していくことも人権センター機能の一つだと思う。
- (委員長) 各機関で受けた人権問題に関する相談が、一括に把握していく機関として人権センターは必要である。
- (委員) 情報を共有するということができる柔軟な対応が行政にできるのか。
- (委員) 相談したい市民はどこに行けば良いのかということを理解できていない場合が多い。行政の中の各部署に相談に行く前に市長直轄機関の人権センターに相談に行くと、内容によって専門部署を紹介していく形をとれば情報が一元化できる。
- (委員) 各部署の職員が情報交換の場として連絡会を設置し、各部署の壁を取り払えるような状況を作れば、直轄機関をあえて作る必要がないという考えもできる。情報交換をすることで、市民がどこに行っても適切な対応がしてもらえするという状況が作れば望ましい。
- (委員長) まちづくりに関する施策の評価点検をしていくこと、評価点検というのはどうあるべきかは、目標がないとできない。人権施策方針には人と自然が輝くまち三田から始まって、皆が共生できるまちづくりという表現がある。それを具体的にどう実現できるかという中身が大事。具体的に考えていないと評価ができない。しかし人権のまちづくりができました、できませんでしたという点検評価が目的ではない。評価は良くするための中間ステップである。改善のための評価である。評価の本来の目的は改善につながれるかどうか。改善に使えない評価はだめな評価である。そのためには、中身を明確にし目指すところを具体的に示しどこまで達成できたかを測る。
- (委員) 人権のまちづくり推進の評価点検については、今までしてきたことに対して、どうしていったらいいかということ。そのためには、ある程度具体的な事例を出していただく必要がある。現状でどのように対応しているのかわからないと話が進まない。
- (委員長) 答申書に書かれていることが、どのくらい出来ているかは、一つの評価の糸口になってくる。人権センター機能の一つとして人権に関する相談の窓口を設置しているが中身はどうかということになる。当然、答申書に出てこない課題もある。そのような具体的な事例を出して、それを基に検討していくことも必要である。
- (委員) 人権センターを評価するときに、情報共有の仕組みがあるか、市民の生の声を聴く機会があるか、

相談を受けた人の専門性・スペシャリストを養成していくシステムがあるかなどが評価をしていく視点になっていく。従って難しい話ではなくて、日頃人権施策でうたわれているのだが、こんなことで困っているこうだったらいいという話を出していくことが、最終的に目標であり、評価になっていくのではないかと思う。そのためにももう少し実際どうなのかという話がほしい。例えば教育啓発について講座の話があったが、これだけ開かれているのは他の市にはないことで、市民が作る講座はこれだけ開かれている、ということだが、果たしてその中味とはどうか、参加状況はどうか。中身が明らかになれば、具体的な話ができるのではないか。

- (委員) 実際について平成23年7月に人権センターに先駆けて人権総合相談窓口を設置されているので、その中で課題を一つ出していただければ、一つの評価点検になるのではないかと思う。
- (委員) 市民の相談があった場合、相談の内容がどのようなものであったか、どこで集計されているか。どういった相談があって、どう解決できたのかはあまりない。
- (委員長) 相談内容については、具体的に出せる部分と出せない部分がある。
- (委員) 市民の場合は、身近なところで民生委員とか、自治会であればコミュニティ課に行くと思うが、相談を受けたところがきちんと記録して、それを人権センターに報告する形で、人権センターが、各相談についてどのような対応をして、どのような結果が出たかを把握していければいいと思う。
- (委員長) 外に話を出すときにどこまで情報を出していくかという問題が常につきまとう。だからすごく抽象的な中身にならざるをえないものも多くある。手助けが必要になる相談については詳しくしていった方がよいと思う。最初にその事例に対して情報を一括していくのは難しいと思う。
- (委員) いじめに関して思うこと。子ども同士もいいところを皆で話し合ったらいいと思う。いじめる側だけでなく、クラスの中に優しい子どももたくさんいると思う。その子どもたちがいじめられている子どもを引っ張って行ってくれたら、一緒に遊ぼうと言って話をしてくれたらいいと思う。そこを学校の中で話し合っていけたらいいと思う。
- (委員) いじめは以前からあったし自分が子どもの頃にも経験した。決して今新たな課題ではない。普段は、自分自身に自信が持てるようにしたり、お互い優しい気持ちになって声をかけたりとか、そのようなことを目指している。その中で目の前にあることを見過ごさず、乗り越えられる力のあるグループ、クラス、友達関係がどうやったらできるのかなと悩みながら学校現場でも取り組んでいる。予防・早期発見という言葉がよく出てくるが、教育相談で子どもの話を聞いたり、何かあれば言うておいでよとか、そういう関係作りに日々取り組んでいるのが現状である。
- (委員長) 次回は相談窓口など実際に具体的な例を出せるものがあれば、資料として出していただきたい。そこから考えていければと思う。

第3回委員会

開催日時：平成24年12月17日(月)19:00~21:00

開催場所：まちづくり協働センター講座室

- (委員長) 今回、配布している資料として、人権を考える市民のつどい実施報告、人権に関する総合相談窓口の報告資料、今日はこれらの資料をもとに評価・点検について考えていきたい。まずは、人権を考える市民のつどいの資料について説明をお願いしたい。
- (事務局) 「人権を考える市民のつどい」説明
- (委員) アンケートにおいて「時間が長くて途中で帰った」とかあったが、これが一般市民の声かなと思った。またイベントが重なると市民も参加したくてもできないことになる。PRの方法として、ポスターが市民の目に触れるところにどれだけ貼ってあるのか。市役所に貼ってあるのかなと思った。チラシがあれば配ることもできるし、もう少しPRの方法ができないのかと思った。

- (委員) アンケートについては、関心がある方は書いてくれて、関心のない方は書いてくれていない、出しても書いていないということが現状であると思う。アンケートで集約できない声をいかに聴くかが問題である。
- (委員長) まず日程調整の問題、特にこの時期は「人権週間」と「障害者週間」、さらに他のイベントが重なるなど、本当にこの時にしないといけないのかということを含めて考えていただきたい。次にアンケートの回収率の問題、どんな実態調査でも同じような課題がある。回収率については3割あれば社会調査としては良い方であるらしい。逆に8割、9割の回収率であると、出せという圧力があるように思われ、かえって信用がないという話を聞く。ある程度は仕方がない部分ではあると思う。先ほどの啓発の仕方を含めてこのような視点も評価のポイントとしていければと思う。
- (委員) 在勤の関係もあるだろうが市内よりも市外の参加が多い。
- (委員) 今回の講演は、体験談ではなく、歴史を聞く研修的な内容だったので、参加者も少なかったのではないか。
- (委員) フラワータウンとかウッドィタウンとか、人口の割に参加が少ないので、もう少し出てもらえるように考えていかないといけない。
- (委員) テーマや内容を企画する場合に、企画者側として学んでほしい部分と市民が学びたいと思うニーズの違いを大きく感じた。人権作文に関しては、発表する児童、生徒は、非常に緊張しながらすごくいい機会なので頑張ろうとする雰囲気伝わってきた。聴く側も多世代を超えて、子どもの発信を受け止めて頂ける場であったが貴重だと改めて思う。そのようなところが、実際に参加して感じたところで、アンケート結果からは読み取るのがなかなか難しい部分だと思う。
- (委員長) 人数を集めることを中心に置くのか、それとも今回のように知識を深めたい人が話を聞きにくるような内容にするのか、目的をどこに設定するのかによって参加者が異なってくる。今回の内容は、教職員の方にとって得るものが多かったのではないと思う。昨年よりは絞り込んだ目的で行われたように思う。
- (委員) 今年、市役所の様々なイベントが統合されたり、同時開催されたりしているが、趣旨が違うイベントを同時に複数行うことには無理がある。
- (委員長) 次に人権に関する総合相談窓口の説明をお願いしたい。
- (事務局) 総合相談窓口の取り組みについて説明
- (委員) 相談のなかには、何回も継続して来られる方もいると思うが、何回の継続相談があるのか。
- (事務局) 内容によって様々ではあるが、多いところで7～8回という例もある。専門の窓口にも相談されているようであるが、本人に「こうしてほしい」「ああしてほしい」「どのようにしたらいいんやろう」という思いがあって、その思いを聞いてほしいということから継続して来られることがある。
- (委員) 例えば、子どもに関する相談窓口は、青少年育成センターやこども支援課、また学校教育課などであるが、人権推進課に相談にこられる方は青少年育成センターやこども支援課などに来られる内容とは別か。
- (事務局) 子どもに関する相談だけでなく、全般的に言えることは人権推進課では総合的にどこに相談すれば良いのかがわからないという方からの相談が非常に多い。従って、人権推進課から専門的な相談に繋いだり、連絡をとり相談をかけることが基本となっている。
- (委員) 人権センター機能の整備というのが上がってきて、総合人権相談窓口を開設していくという流れが

できてきたときに、当初から大きな課題になるだろうと言われていたのは、誰が話を聞くかという点である。問題解決のノウハウを蓄積して、他の相談にも活かしていくといった流れを作っていくには、専門的な相談員を窓口に常にいる状況である。やはり今後充実させていくためには、研修も重ねて力量をもつ専門の人材が必要なのではないかと思う。

(委員) 今後のために分析資料のようなものをしっかり残しておく必要がある。継続相談に関しても継続の中身のようなものを。相談者本人が納得して終了した場合でも、どのような納得の仕方をしているのか。どこの部分が納得できていないのか。後に残る資料として、同じような相談が出てきた時に前回はどのような解決をしてきたのかということ、それを見る人が理解できるような内容の整理の仕方しておくべきである。

(委員長) 今回の取り組みとしては、イベント型のもの、相談窓口に関してのもの2つの例で検討を行った。人権を考える市民のつどいはアンケートで、相談窓口に関しては、集計というかたちで全部把握できている。まずは実態を把握し、もっとこうあるべきだ、こうあってほしいというところが目標としたときに、その差となって表れる部分が課題となっている。そういう形で、一つ一つの取り組みについてご意見をだしていただくことは、ある意味で評価に繋がっていくと思う。あと、一つ一つの取り組みを見ていく場合、例えば他の市の相談窓口はどのようになっているのか。やっているのか、やっていないのか。三田市は良くできているのか。それともまだまだなのか。というのは相対評価というのではないが、他の場所の同じような取り組みを見ていくことによって改善点の意見もいただけるのではないかと思う。もちろん我々の思いとしては、ここまでやってほしいという思いはあるが、実際は色々な制約があり実際はここまでしかできないという現実もある。それも一つの評価のポイントとなる。

第4回委員会

開催日時：平成25年2月7日(木)19:00~21:00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

(委員長) 今回は三田市全体の人権施策はどういう形でどんなものが行われているのか全体を見渡しておく必要がある。それと、行政の施策評価というのはどのように行われているのか。その2点を参考にしながら評価の在り方を考える材料としていきたい。

(事務局) 資料説明

(委員) 自分が評価の対象となる事業に関わっていれば、イメージもわいて評価することができるが、まったく関わっていない事業や取組みに対しての評価となると無理だと思う。何らかの形で関わっている分野での評価を出す提案をしてほしい。

(委員) 中学校等の教育現場でのいろんな騒動の中で、いじめが起こっている。教育委員会内部で特に担当などが中学校の実態をどう評価しているのか。そういったことがある程度公開されているかどうかを含めて知りたい。そういうのを出してくれたら、評価もしやすい。

(委員長) 諮問の内容としては第1期の積み残し課題でもある人権施策評価システムを考えなくてはならないということ。1つのポイントとしてPCDAサイクル、プランを作って実際にそれを行ってチェックして今後の取り組みに展望を立てるというサイクルを作っていかなければならない。もう一つのポイントは市民や事業者、市職員を励まされる評価。費用対効果では計ることが出来ない人権の視点に立った評価。これがもう一つの柱になっている。

(委員) 学校では同和教育も人権教育も推進していると思うが、どのように評価をするかということと、

見えてこないという部分がある。

(委員) 同和問題といえば部落問題を教えないといけないとか、何にも考えていないところが多い。同和教育というのは人権教育であって、人が人として当たり前前に生き、当たり前前に生きている人達を重んじる、人の痛みを分かち合える、そういう子どもを育てていくのが同和教育である。

(委員長) 我々の答申の一つの柱になるのは、現場の声だと思う。教育の現場の例をだすと、子どもの声、保護者の声、先生の声、地域の声を目指設定として、その目標に対してどの程度できているかという評価の観点をどのようにしていくか。それは人権施策も同じ。現場で起こっていることと、施策の評価がうまくつながってればあるべき方向になるのではないかと思う。発言・意見は、委員それぞれの得意分野でいただきたい。ただ、分野それぞれの共通しているところは何かということを見ていきたい。それは現場の声がキーワードだと思う。具体的な評価基準を作ることが仕事とは思っていない。どうあるべきかという方向性を提言できれば良いのかなと思っている。

(委員) そもそも評価のあり方、考えなければならない事の背景には、アンケートや参加人数に回数だけでよいのかという問題がある。

(委員) 三田に来てだいぶ経つが、外国の方へのサービスはすごく良くなったと思う。それは、例えば問診票が日本語だけの表記から英語バージョンができたり、乳幼児健診時に通訳をつけたりということが最近始まった。

(委員) 資料に“成果指標等”とある。確かこれは市の第4次総合計画の時に事務局から提示されたと思う。これもひとつの評価の視点かと思う。

(委員長) 評価というのは結局どう言う事をやっていけば良いのかというところをもう少し掴みたい。どのくらいの抽象度でどういった答申を書けば良いのかの見通しをつけていきたい。

(委員長) 最終的には、評価をどう考えるかである。個々の評価をしていくことの中から見えてくるものがある。しかし答申に書くのは実際の“三田市はこれくらいできているんだ”“三田市はこれくらいできていないんだ”ということではない。指摘することにどういう意味があるのかということである。そのことを書かなければならない。

(委員) “人権”という言葉に抵抗を感じている人たちがいると思う。それを何とかしていかなければならないのではないか。それを視野に入れずに人権施策の評価などを考えてもうまくいかないのではないかと思う。

(委員) それは、今までの行政のやり方が悪かったと思う。おそらく人権という言葉に拒否感を感じている人は、人権＝同和と誤解している人たちだと思う。

(委員) 同和問題への拒否感ということですか。

(委員) 私が人から聞いた中では、そういう風に誤解をしている。

(委員) 確かに部落問題、在日外国人の方に差別と偏見をもっている人はまだたくさんいる。三田でも昔から部落問題に対する間違った見方、同和問題に対する間違った考え方の声はよく聞きます。しかし、その声の裏側には部落に対する差別と偏見が確かにある。全く何もない真っ白な状態の中で拒否感を抱く人はいない。

(委員長) 今日はいろんな議論になりました。次の委員会までにはまちづくり推進委員会2年目に向けた私なりの資料を作成してみようと思います。委員会では、今回のように具体的な話をだしていただければいいと思います。

- (委員長) 今回は、三田市人権のまちづくり第1期委員会での「評価システムについて」を委員の皆さんと共有するため、当時の内容を振り返ります。第1期の提言では、PDCAサイクルによる評価を使おうとした。マトリックス(行列表)、ループリック(評価指標)ということについて議論した。ループリックという言葉調べていくと、評価の中身を文章で表わすもの。あるいは、数値が“なぜ”そうになっているのかという理由や根拠を縦横の図で表したものになる。抽象的な書き方もできるし具体的な書き方もできる。
- (委員) 自分たちの目指している目標数値の到達度がわからないと今後どうすればいいのかということになる。担当者(市職員)は達成率をつかんでないと次の目標を立てることができない。評価は目標を達成するためにサポートするための評価である。自信をもって進めていける評価システムでないといけない。
- (委員長) 第4期の委員会に求められている評価の在り方とは、どこまで事業が到達しているかということの一つ一つ意識していくことではないか。それぞれの事柄に関してどこまで目指すのか。目標をどうやって決めていくのか。この委員会で提言できるのはそれをどうやって作っていくのか。具体的にいうと現場の人がそれを話しあって「今年はここまでやります」というものを作ってもらえればいいかなと思っている。
- (委員) 自分自身が“これだけのもの”で満足する人がいる。個々によって満足度合いは随分変わってくると思う。個々の度合まで出してしまうと100人100様になってしまう。まとまりがつかなくなってしまう。
- (事務局) 人権に関することであれば人権推進課が施策の推進を行うが、具体的な施策を展開しているのは、人権推進課以外の部局となる。そこで、人権推進課が事業の調査や進捗状況の把握をする。また各セクションでは、課題や問題点の分析を行なう。対策は講じている。その中でも人権に結びつくものと結びつかないものがあるため、人権推進課は関係各課の状況を照会する。行政評価もある時点での評価として一部の冊子にされる。他部局の施策の達成は、それぞれの具体的施策を一つ一つ点検評価していかないと、全体としての把握はできない。
- (委員) 障がい者に関しても精神・身体・知的等がある。一人一人の方の理解がどこまでできているのかというと、当事者はまだまだ思っていることがあると思う。それを細かく作成するにしても、どこでどう話をすれば良いのかが難しい。
- (委員) 以前住んでいた自治体の通知簿は、ループリック評価だった。評価が文章で細かく説明されていたので基準となる評価がよくわかった。
- (委員長) ループリックは、個々の施策ごとに捉えるものと、全体的なものから個別的なものへ捉えるものと両方が必要。つまり、「人権のまちづくり」というのは大きな括り。
- (委員) 評価は、予算にもつながっていくのか。予算をとって事業を展開していく可能性があるということか。
- (事務局) その部分は答申を頂いて、抽象的なものでも、その抽象的なものを事業を実施していけばどのような効果が現れるのか、それを検証していろいろと考えなければならない。職員も評価について、そこへどれだけの予算をつけるのか、評価を検証しておかなければならない。委員会の方で将来のあるべ

き姿を答申の中に折り込んでいただいてもいいと思う。

(委員長) 尺度が違うものをクモの巣シートにまとめてもいい。達成目標は違って構わない。

(委員) 以前の委員会で人権センターの問題が出ていた。いろんな相談窓口があるが、それぞれの窓口に出てきたものをセンターへ集めなければ、正確なものではできません。たとえば、福祉の場合だと、高齢者虐待が発生して施設に入れて欲しいという話があったとする。施設に入る目的達成だけを見ると済んだと見えるが、その発生原因は何だったのか、センターに集めてきてその原因を究明することが必要なのではないかと。

(委員) 女性センターがあった当時に比べ女性に対する市の評価は良くなったか。

(事務局) 女性センターの目指すものは女性の職場や女性に対する偏見等いろんなケースを考えて、いろんなことを研究してきた。行政組織、あるいは、市民に対しても、女性の割合を増やしていこうということを決めてきた。それは女性の意見を施策に反映しよう、事業の中にも反映しようという意味。また女性施策に関する計画も作ってきた。総合計画の中にも女性施策についてのことが明記されている。今は男女共生社会という形で表現はされており、そこに活かされている。

(委員長) 当事者の声は必ず入れる。女性に関することや障がい者の方も入れる。障がいにもいろいろあるが、例えば、バリアフリーだったら、車椅子の方を入れる。あるいは全盲の方を入れる等、事柄に応じて当事者の方を入れる必要がある。あと一二回こういう議論が必要です。

第6回委員会

開催日時：平成25年7月3日(水)14:00~16:00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

(委員長) 我々が議論してきた評価の在り方を理解しており実際に人権施策に携わっている行政と市民が、同じテーブルについて、施策の中身について、こうありたいということを議論して評価指標を作っていくと思う。

(委員) 経年経過後に評価した評価を今後どのように次のループリックに反映させるのか。また次の目標設定に際し評価をどのように反映させていくのか。

(委員長) 何年かの間で到達目標があって、最終的には数値目標になるかどうかはわかりません。評価に何が求められるのが重要。一方で、励ます評価、育てるための評価というのがある。施策は教育ではないけれども、やはり育てていく、施策を発展させていく必要がある。もう一方で、値踏みという評価がある。これは選別・選択のための現状把握であって、どこまでできたのかという、完成度を示す度合いである。なぜ後者の値踏み評価ではだめで、前者の励ます評価でなければならないのかというと、根本的な考え方としては、値踏み評価つまり完成度の把握であっても、最後にはここまで育てほしいという最終目標があり、そこに向けて励まし発展させるためにあるはずだから。評価というのはあくまでもその先にその人を伸ばすために、あるいはその施策その活動を伸ばすためにあるんであって、評価することが最終目的ではない。

(委員) 世の中の要求する水準も変わってくる。

(委員長) それもある。今まではそこそこ出来たかと思っていましたが、まだまだというのが自覚されれば要求水準もグンと上がる。

(委員) 子どもをよくみていたら褒めるところはいっぱいあると思う。あなたの笑っている顔がとてもかわいい。褒めることはいくらでもあると思う。

(委員長) そうです。だからそういう考え方は、施策にも使えると考える。ただ、施策は仕事なので、子ども

を誉めるといふのは違ふところもある。施策については、満足してしまつて伸びなくなるのでは困る。評価したあとでさらに伸びてもらわなければ困るわけだ。たとえば、大学入試に受かた、けれど大学に入つてから伸びない学生が結構いるわけだ。大学に入ることが最終目標だつたから。けれど、本当はそうじゃないはず。評価が最終目標ではないと考へなせば、人も施策も、どんどん伸びていくのではないか。

(委員) とりあへずはシートを一つ作つてみることでまた新たに見えてくるものもあるんじゃないかと思う。

(委員長) シートを作るために、人々が円卓に集まつて、どういう過程をふんで、どういう話し合いをしてこれをつくつたのか、つていうことを答申として出した方がいいのかなと思つている。

(委員) 諮問を読み直して、どのような視点で進捗状況を評価し点検を行つていくのかというのを考へている。諮問されていることは、今三田の人権のまちづくりがどれだけできているのかできていないのかを調べるというのでは、視点が全然違ふ。

(委員長) 評価の在り方についての考へ方、難しくいうと評価の哲学みたいなものを…

(委員) 考へ方としたらそういうふうなことを考へなければならぬのかなど。だから、何%できていますとか、達成度合が「これくらいです。」ではなく、達成度合が「これくらいでした。」という評価の仕方でいいのだろうかとか、そういうことを考へていけないといへない。

(委員長) 評価の意義と考へ方をきっちり書いていくことが必要と思う。けれども、抽象的な評価の哲学を示すだけだつたら、説得力がないかなとも思つている。実際こういう考へ方をもとにして、ループリックづくりをやつてみました、というところまで、一応もつていければいいなと思つている。

(委員) 民間企業の場合、売れるか売れないかとか利益が出るか出ないかということで、わりあい結果は読みやすいですけど、行政の事業というものはそれがなかなかしにくい。外部評価を得ることが可能なものについては、どこまでどういう形で外部評価を反映させるか。市民の目で評価できることが必要。

(委員長) たとえば、まちづくり委員会つていうのは、行政の内部なのか外部なのか。また、委員としてどういふ人を入れるかつていうことにもよる。たとえば人権施策に関して、値踏みの評価でなく、励ます評価なのだという趣旨を共有して、市民が委員の人権のまちづくり推進委員会と、行政側の人権推進課とで、ループリックづくりをやつてみました、と報告しても、「それは諮問された委員会が人権推進課とうちうちでやつただけじゃないのか」という見方もあるかもしれない。そうすると今度は、人権施策について理解があり、なおかつ外部の人を、どう取り入れたらいいのか、という議論になる。外部評価というものは、両刃の刃みたいないところがあつて、評価する側が事情を全然わかつてない場合もある一方、そういう評価のほうがかえつて新鮮な視点を提供する場合もある。それから、外部といつた場合に、三田市の外つていう意味になることもある。

(委員) イベントに携わつてない人で、参加者というものは外部なのだろうけれど、アンケートはおそらくいい意見が来やすい。否定的な意見の人は普通あんまりアンケートをださない。アンケートにでてくるのはいいことしか言わない。そういう意味でも、外部の視点が必要。

(委員長) 関係者以外ということ。別の自治体で同じような分野に取り組んでいる専門家とかもあつる。

(委員) おそらく、イベントの先進性とか、進んでいるなあとかいうのは、外部の人が会合にできれば、意見としてでてくる。そういう意見も外部の人の意見になる。

(委員長) それから、いわば、素人としての外部というのものもある。あるイベントとかに関して外部の視点というものは、素人の人の視点というのと、専門家ではあるがそれにかかわつていない人の視点というのが、

両方あると思う。次あたりから少し、文章化した形のルーブリックとしての評価指標をつくっていくという作業を一回やってみようと思う。

第7回委員会

開催日時：平成25年8月19日（月）19：00～21：00

開催場所：まちづくり協働センター講座室

（委員長） 今回は、事前に送付しているルーブリックづくりの資料でイメージを確認していきます。その後、人権施策の評価のルーブリックを実際に作っていく作業を進めます。

・確認しておきたいのは、選別のための評価をするわけではないということ。それよりも施策をより充実させていくためのより励ます評価を目指していきたいということ。

・ルーブリックというものの目玉は、単に評点を出してくるのではなく、評点の基準や理由あるいは指標が「ここまで到達しているから、この点なんだ」ということを文章化して説明するということにある。

・評価者によってどういう基準にするかというのは変えていっていい。三段階（たとえば、3、2、1）の評価も具体的な評点としては細かく変わってくる。どのあたりまで細かくするかというのは、評価者がどういう目的でどの程度の細かさを求めるかどうかによっても変化する。

・人権の事業や施策を評価することに関して、具体的にどういうことが達成されれば「理想的な人権のまちづくりなのか」ということ。それが共通の言葉で共通になる要素をうまく取り出すことができれば、個別の人権施策や事業の評価にとどまらないような人権のまちづくりに向けた到達目標が見えてくるのではないか。

・評価する人が一方的に考えていくわけではなくてむしろ現場で実務に携わっている人と一緒に何が目標なのかを考えていくのが、この委員会の目指していく方向だ。

（委員） 観点という意味で人権意識が上げられているが、心理的なものをどう評価するのか。知識であればみんな理解はできると思うが。

（委員） 日本国憲法の基本的人権の条文の中に「責任」というキーワードが出てきている。ルーブリックの項目にも「責任」に関する一節が必要ではないか。

（委員長） 世界人権宣言があるが、人権の裏側に常に責任がついてくるかということ、国際的にみるとそうではない。大日本帝国憲法では義務から始まっていた。臣民の権利義務と書いており、市民の権利を言う前にまずは義務をいう。これが日本の憲法の特徴で、戦後の日本国憲法にも引き継がれている面がある。責任というものを「人権のまちづくり」に書き込むとすると、誰に対する責任なのかというのをはっきりさせておく必要がある。

（委員） 人はそれぞれいろんな意識を持っていると思う。そういう見えてこない部分をどのように評価するのか。本当に評価に対してどのように考えたらいいか。三段階評価だとイメージがわくが、四段階評価だとそれぞれ（ランク別）の評価基準の設定の仕方がよくわからない。

（委員長） 三段階評価というのは、少し粗いかもしれない。市で行ってきた事務事業評価も4段階。4段階あたりが適当なのかもしれない。

（委員） 昨年、戸籍謄本や住民票の不正取得事件が頻繁に起こる中で、三田市が本人通知制度を導入した。先進的な取り組みで、制度としても非常に良い制度だ。しかし、残念なことに、その制度での登録者はいったい、今、何人いるのか。申請者本人が役所に出向いて自分の意思で登録するということが、その意思の登録を簡単にできるような仕組みになっているのかどうか、それが一つのポイントだ。登

録したいと言う人も結構いる。だが平日にしか受け付けしていない。仕事を持っている人は平日行けない。それと窓口としては市民課の1ヶ所だけとなっている。本庁の市民課の1ヶ所だけで登録を受け付けている。そしたら、平日に市民課の窓口に行ける人だけしか登録できない。

(委員長) 具体的な話が出てきました。本人通知制度を例に挙げて、ちょっと考えてみようかと思ったんですけど。制度がないよりはあったほうがよい。出来たことは一歩前進。そういう意味から言うと、例えば4段階で言うと、0じゃない。1でもないかもしれない。制度ができた。他都市に先駆けてできた。だから、2ぐらいには到達している。ただ、制度を作ってその実際に登録しやすい仕組みが出来ているかということになると、そうまでいってないから、3とか4を評価点としてつけることはできない。

(委員長) どの位登録できたかというのも、ひとつの目安となる。たとえば、人口10万人のうち3000人の人が登録したとすると、まだ1であると。でも、無いよりはいいから、あるか、ないという点についていえば、2としても良い。しかし、3、4をとるためには、まだまだ足りない。それは、もっと作りやすく。あるいは、アクセスしやすく、皆がわかっているように、知っているようにする必要があるので、知った人がすぐに登録できる仕組みを作って下さい。という形でやれば、一つのルーブリックができあがってくる。

(委員) そういう意味では、ひとつの項目、評価関連の段階でも、2もあれば、1もあり、その中には3もあり、4もあるというバラバラの部分が出てくる可能性が有るといえるのか。

(委員長) 本人通知制度でいうと、制度の有無が一つのポイントとなる。制度があるか、これが一番目のポイントだとすると、それから、2番目に制度が活かされているか。有無が最低限であったとして、無いよりは有る方がいい。しかし、有るだけでは充分でないから、その制度がどの位で活かしているかについていうことについては、例えば、これについて、どの位の市民が登録できているか、それから、結果以前に登録し易くなっているか。これは、登録し易くなっているかどうかのも一つの観点となる。制度の有無、登録のし易さ。その前にどのくらいの人知っているのかということも大事だ。これは、周知というか広報。制度を作って、それが活かされているか、結果として現れてくる。そうすると、有るかどうかがというのが一番目だとすると、これが結果として活かされているかの内の、二つ目くらいです。まず、制度ができるかどうか。次に、それが有るということを知っておいて欲しい。

(委員長) 様式とかそういう問題もありますよね。時間・場所・手続き。できれば、歩いて行けるところで登録できるとか、それが、例えば4の目標だとしたら、それは、一ヶ所しかない1ということになるし、4のところは24時間。土日であれば、取りあえず受け付けるというのでも、今の平日昼間だけというよりはまだまし。平日の24時間とかあるいは時間外も受け付けるのを優先するのか、あるいは昼間だけが土日でも受け付けるほうを優先するのか、というのによって、どちらがより近い目標になるかっていうので違ってきますけど、そのあたりを整理していくと、ルーブリックができあがる。

(委員長) 次回は、今日意見のあった項目について引き続きルーブリックづくりを進めていきます。

第8回委員会

開催日時：平成25年10月4日（金）18：00～20：00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階大会議室

(委員長) 私の作成した「人権施策に関するルーブリック作り」が事前を送付されていると思う。今日はこれに基づいて進行する。協議に入る前に、一つ確認させていただく。私の考えとしては、ルーブリックを仕上げるというよりは、むしろ、施策の評価にあたって、実際に事業を行っている方々と市民とが一つのテーブルについて要望を出し合ったり、実際活動を行っている際の困難等を出して、それで評

価項目等を作っていくというところを主たる内容にしていきたいと考えている。前回議論した本人通知制度を振り返る。①どういう根拠でその制度ができているか。②市民にどれくらい伝わっているか。こういう制度があるというのをどれだけ伝えられているか。③実際に当制度が存在するというのがわかった上で、どのくらい利用しやすいか。④市民にどのくらい利用されていくのか。

(委員) 先日、知り合いの住民票が第三者の手によって取られた。本人の住民票だけではなく知り合いの配偶者の住民票も含めて家族の住民票まで全てが取られた。

(委員) 本人通知制度は良い制度だと思うが、どうして、三田市は要綱での制定となっているのか。

(事務局) まずは、とにかく、この制度を作ることが第一ということで、要綱でスタートした。

(委員) 不正取得に対する抑止力を期待するところがあったのではないか。

(事務局) それもある。

(委員長) 抑止ということに関して言うと、導入している市町村と、してない市町村では、差がでてきているのか。

(委員) 前回から登録しようと思って努力は少ししたけど、ぜんぜん行けなかった。それはそれで利用のしやすさに関わることで、仕事をされている方は知っていてもなかなか行けないと思う。

(委員長) 私も登録したが、20分程度かかった。

(委員) 情報をとられていることに関しては合法だ。

(事務局) 市民課は、八業士から郵送でも作成依頼を受ける。条件が揃っていれば請求に対して交付することとなる。中には今回のような事件を起こすものが出てくる。どうしても窓口では見抜けない。

(委員) そういうのを取りに来る人の理由はあるのか。

(事務局) 理由は、財産分与のためとか裁判のためとかそういう書き方となっている。

(委員長) 今までの議論で気になった点があるが、〇〇市の場合は個人情報保護条例との調整がうまくできているということか。

(事務局) 〇〇市の場合は条例での制定となっているので、条例の中に取得された住民票の写し等の開示請求に関する規定がある。一回目の通知は三田市と同じ。「戸籍とか住民票が取られました。」と。心当たりがない場合は市に対して、その請求書の開示請求をすることができる。

(委員長) 市役所が作る要綱は議会が作る条例よりも、力が弱い。三田市が作る条例は県の条例より弱い。三田市が制定できるのは、条例までとなっている。ただ、我々の方から考えると、市民である前に国民なわけだから、本当は法律を作ってきっちりやってくれれば一番ありがたい。ループリックを作る時に市にどこまで求めるのか。私は、法律での制定を望んでいる。そうすれば、全国どこへ行っても不正取得がなされそうな場合には、必要な情報が得られる。

(委員長) 人権施策を評価する場合、行政・市民・市民と行政との協働この四つが構成要素となる。本人通知制度を5段階で評価するとすると、今のところ「2」。根拠だけでいうと「2」くらいのところだとして、これを3、4、5にどうやって上げていけばいいのかという議論も必要になってくる。そこで、例えば事業を行っている行政はここまでしかできませんというの、はっきり言ってもらった方がいいところがある。そして、「どうすればその限界を上げることができるのか」というのも一緒に考えていくのがこの作業だと思う。具体的な話に戻ると、利用し易さのところ、本人が取られたことがわかるようになってないという、し易さなのか、あるいは中身なのか。それから、地区ごとに登録というのは、先ほどの話だと大元のデータや資料が市役所にあるということか。

(委員長) 利用者としたら、誰に取られたか、取られたことがわかるということは、誰に何のためにということだ。現状では取られたことしかわからないということではある。それから、この間の所なんだが、例えば、誰に取られたかっていうことと、なんのために取られたかということに関していうと、どっちが出しにくいのか。抑止効果からいったら誰が取ったのかっていうことがわかる方がはっきりするのか。それとも、何のために取っているのかわかる方が不正に取ろうとする人にとっては都合が悪いのか。

(事務局) 法律上は、八業士の方が「こういう目的であれば取れます。」という項目がある。例えば、相続のためと記載して取得し、意図が違う場合には法律で罰せられることになる。

(委員長) 目的外使用になるわけだ。

(事務局) それが事件になっているわけですから。「何のために取ったか」という行為の方が優先されるのかなと思う。「誰が取ったか」ということについては、資格を取ることについて法律で定められて、資格を与えられている人が取る。相続のためなら、それは適法。でも、使う用途が相続でないところで使ったという、その行為の方が違反しているわけですから。行為の方じゃないかなって気はする。

(委員長) 通知された方からすると、相続と言う目的で取得されたことがわかるってことは、「そんな相続ではもめない。」とか、「そういうことを頼んだ覚えがないのだが。」とかわかるわけだ。そうすると、これは不正使用だというのが、ある程度推測がつくと考えていいのか。

(事務局) 裁判って書かれたら、裁判起こされてないから、裁判所から出廷通知も来てないし、なぜ取られるのかということ。まあ、そういうことで、これおかしいってわかる。

(委員長) そうすると、そういう観点からいうならば、誰がなんの目的でっていうと目的がわかった方が、重要となる。

(事務局) そうじゃないかなと、今の段階ではそういうふうに見えるわけだ。

(委員長) 逆にいうと誰がとったかということは、そんなに問題ではないのでは。

(事務局) 誰が取ったか。法律で決められた人しか取れないわけだから。

(委員長) でも、個人名はわかるわけか。

(事務局) 個人名はわからない。開示請求があった場合、司法書士が取りましたよと。

(委員長) 市役所の方では、どの司法書士が取ったかわかるわけか。

(事務局) 当然わかる。Aさんという人はわかる。そこには出せない。

(委員) 法律的には、八業士以外はとれないこととなっている。

(事務局) 代理人というかたちもある。誰か代理人をたてて、自分の戸籍を取ってくれという。代理人だとすぐにわかる。

(委員長) 広報周知の具合としては、人権さんの昨年の11月号に出てたりとか、あるいは、三同教との催しがあるごとに本人通知制度のチラシを渡しているのだけど、どれ位の人が知ってるかっていうのは、データはまだ集まってないのか。例えば、三同教とかの催しとか、今度行われる人権のフェスティバルとか、ああいう時のアンケート項目に“本人通知制度ご存知ですか”といった項目を入れたりとかできるのか。

(委員長) その時にデータは取れる。皆が知っているっていうのが理想的なのか。全市民が知っている。そうすると、少なくとも、最低、登録した人が知っている。あるいは、不正取得により、不利益を被った人。不正取得される可能性が高い人。少し前から考えてるんですけど、本人通知制度って、理想的に

言えば、こういう制度は無い方がいい。こういう不正取得が起こらないというのが一番いいわけで、そういう意味からいうと、ちょっと「あだ花」的な制度ではある。

(委員) さっき、委員長が言われた制度の根拠、要するに効力を高めるために努力するのは、行政だけではなくて市民としても努力する部分が大いにあると言われて、すごくわかるので、例えばその市民との協働として、広報周知の中に効力を高めるために努力するという言葉なんか盛り込めたら。

(委員長) 結果でとるか、行動としてとるかですよね。それも評価の在り方として考えないといけないことだと。そうすると、これ、例えば、この一番下の方は結果として知っているかどうかよりはむしろ、行政だけが広報を行っているか。広報の在り方も、もちろん出てきますけど。そういう観点もありえる。最終的にこの表を埋めていくことだけが目的ではないので、こういう形で議論していくというところを押さえてもらえればと思う。

第9回委員会

開催日時：平成25年12月3日（火）19：00～21：00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階大会議室

(委員長) 今日は、国際交流事業を対象にして、ループリックづくりを進めていきたいと思う。本日のテーマでループリックを進めていくにあたり事前にフォーマットを作成してみた。この表の中に皆さんから伺った意見を反映させていながら話を進めていきたいと思う。それから、この枠（ループリックの表）ですが、前回議論していて4段階だと少し中途半端かなという感じがあったので、今回、5段階の枠にしてみた。表に記載されているこちらの ABCD というのが評価したい項目になっている。どの観点で何について評価するかということで、書き込める枠を4つ作っている。

(委員) フレンドシップデイインサンダは様々な関連団体が連携されて作り上げたものであるということが非常に大事なことだ。

(フレンドシップデイインサンダ実行委員長) フレンドシップデイインサンダの始まりは、三田市内で起きた外国籍の高校生に対する差別的な発言からだ。団体・行政でこういった差別が起こる一つの原因は、当時、今より外国人が少なかったうえ、皆さんが外国人をあまり良く知らない頃でもあったので、知らないからそういうことになるのかという話がでまして、交流を通じてもっと外国人とわかり合いましょうというのがきっかけとなった。

(まちづくり協働センター担当者) 我々も外国人に対する差別意識を解消していくことを最終的な目標において、民族料理を楽しんでいただいたり、子どもの発表とか、外国人と日本人が同じテーブルを囲んで、一緒に話し（レッツおしゃべりタイム）をしましょうと事業の企画を行っている。また、いかに市民の皆さんに参加していただけるかということを実行委員の中で工夫しているところだ。

(フレンドシップデイインサンダ実行委員長) フレンドシップデイインサンダの特長として、実行委員会、市内にある国際に関わっている様々な団体が寄り集まってやっているわけです。様々な団体が力を合わせて、三田市として一つのことを取り組んでいくというのも意義があると思っている。

(委員長) 今後のフレンドシップデイインサンダをより良くしていくためにはどうしたらいいのか。少し整理をしていきたいと思う。まず、観点。どういうところを評価の対象としていきたいのか。まず、参加者の広がりということについては、話が出たというふうに思う。出店者・参加者の二つの側面と居場所づくりとなっている。

(委員) 開催場所が狭すぎる。キッピーモールの中で、多数の人が出たり入ったりするだけで、おそらく会

場は、満杯状況だったと思う。それがどうしてもっと市民の目にふれるような形でできないのか。

(委員) 最初に言われた外国人に対して差別があったというのは、どういうことか。

(委員) 韓国籍の高校生に対する差別的な発言があった。

(委員) そういった事件を受けて、それをきっかけにいろんな気運の中でこういった取り組みが始まった。

(委員) その事件を受けて教育委員会では、「在住外国人教育基本方針」を作成し、市では、啓発事業としてフレンドシップデイインサンダを実施した。

(委員) 差別をする側に対する発信が目的だと思うが、外国人同士の交流も大事なことだと思う。しかし、本来の思いからすると日頃外国人とのかかわりが無い人達の参加を促す必要があった。

(委員) 外国の方との違いを自分自身、肌で感じるのが大事。事業を継続することによって、参加者もまた来年参加しようという気になる。そしてふれ合いの輪が広がっていくことが多文化共生社会につながる。

(委員長) 居場所としての性格も必要だろうし、居場所を作ったうえで、市民を巻き込んで事業を展開していくということは、どの領域でも同様だ。

(副委員長) 以前、実行委員をさせていただいて、このフレンドシップデイインサンダでいいなと思ったことがある。多くの大学生がゼミ単位で参加してくれて、企画や当日のイベントを担当してくれたこと。

(委員長) ルーブリックを作る為に、皆さんで議論をし、一回では完成するものではないので、皆さんからいただいた様々な意見を私が一旦拾い上げ、まとめて、原案を作って、皆さんにフィードバックするというのを2回～3回行う必要がある。

(委員) あまり関心のない方に知ってもらうことが一番大事だと思う。だから、いかに興味をもってもらえるかなので、広報周知は欠かせない。

(委員) 外国人というと、イメージ的に、欧米系というイメージが多いが、三田にはたくさんアジア系外国人がいる。フレンドシップデイインサンダで話しをして、身近な存在として理解も深まる。

(委員) 三田市は市民センターが6か所あるので、そういった地域性をうまく利用して、やっつけば、色々な人と出会えるのではないかな。

(委員長) フレンドシップデイインサンダについて、皆さんからご意見を多数いただきましたが、議事録等を見ながら、まとめていこうと思います。それでは、姉妹都市事業の方に話を移します。こちらの方の事業はどちらかと言えば若い方向けというか、高校生を対象にしているイメージがあるんですが、必ずしもそうではないのか。

(まちづくり協働センター担当者) 様々な事業があります。例えば今年でしたら夏にオーストラリアのブルーマウンテンズ市の訪問団を迎えた。秋には三田市民が訪問団を組んで訪問した。そういう交流のかかわり方と言うのはどちらかといえば年配の方も多。加えて、青少年の派遣事業は、国際交流協会が高校生を対象にした相互派遣事業を実施している。

(委員長) (訪問団として行かれた委員に対して) どんな感じなんですか。

(委員) 姉妹都市との方との交流というのは、お互いに初めから友好関係があるので、いい関係です。高校生の相互交換留学制度もあり三田市にとって、あるいは我々市民にとって、財産だなというように感じました。またマスターズマラソンでは、招待選手の招聘、キティタスから迎えた少年野球チームとの交流、三田市の少年ラグビーチームの訪問等、多世代で交流が行われている。

(委員) 学校(高等学校)単位で実施している交流もある。この『パインクラブ』(国際交流協会のニュー

ズレター)に書いてあるのは、三田市の国際交流協会と、ブルーマウンテンズ市の姉妹都市委員会との間で夏休みに高校生二人を毎年2週間、相手方からは、秋に2～3週間相互派遣というかたちで毎年募集をかけている。

(委員) ホストファミリーを見つけるのは、なかなか難しい。

(委員) 高校生ぐらいの家庭は、両親とも働いている家がたくさんあるので、なかなか受け入れに苦労されている。

(委員) 本来は、自分の家の子どもを出したら、相手側の子どもを受け入れるのが条件。

(委員) 今は、共働きの家庭が多いいのでしんどくなってきている。

(委員) 三田市の場合は、海外在住経験のある方も、非常に多いです、受け入れられる家庭は、たくさんあると思う。

(委員長) 出合いが大事だと思うのですが、^{チェジュシ}濟州市の子どもたちのホームステイはあるのか。

(委員) 日本の子ども達は学校で英語は習っているので、英語圏は比較的片言でも、なんとなく、気分的にも、行き易いのだが、韓国語を話せる子どもはほとんどないし、別にそれで行ってもいいのだが、やはり全く言葉が理解できない状態で行く、来るというのは受け入れの方もそうなんです。

(委員長) 先程のフレンドシップデイインサンダの話と照らし合わせてみると実際にアジアの方が多いいわけだ。しかし、この事業のイメージはどちらかというと白人系の英語圏を対象にしているというイメージがある。

(委員) 大人の場合は、3時間もあれば行けるので、^{チェジュシ}濟州市は身近な所ではあるのだが、学生となると、やっぱり言葉がちょっと不安かなというところだ。

(委員長) 今は大学の交換留学でも、とにかく偏っている。行くところというのは、欧米系が多くて、アジアは少ない。人気がないのが中国とロシア。ロシアは何度応募してもやっぱり応募者が少ない。だから逆にいうと中国とロシアに関しては、費用は非常に安くあがる。助成金が余っているので行きやすいのだが、やっぱり言葉等の問題があるのかなと思う。

(委員) 姉妹都市とかを通じて、^{チェジュシ}チェジュへ行行ったことがある。おもてなしの精神が、とても素晴らしいところだ。それこそ人と人のつながりを個人レベル市民レベルで持っていくというのがこの姉妹都市の一つのいいところだ。

(まちづくり協働センター担当者) 姉妹都市交流だけに潤沢な予算をかけられないという事情はある。皆さんおっしゃったように、行政としては、この姉妹都市の有効な基盤をこの節目節目の年にきっちり確認して行って、その間の年には出来るだけ市民交流レベルでの交流をして頂きたいというのが思いではある。

(委員長) 相手方では、三田の認識・認知をして頂いているということなのか。例えばキティタス郡とかブルーマウンテンズ市でしたら三田市といえば、日本の三田市という。

(委員) 訪問するともものすごく歓迎して頂くのですが、多分それはこちら側も一緒なんですけども、では相手方の人がほとんど三田市を知っているかといえば多分きっとそうではないだろう。

(委員長) だから、目的というあたりが、わかるようで今一つははっきりしないというところはある。要するに、三田を海外の方にも知ってもらおうという目的もあるだろうし、もちろん三田の人達が、外国の人達と知り合いになるという意味合いにもあるかと思うが、そのあたりがハッキリしてないと、事業見直しの対象にかかってしまうのではないかな。大きな意味での姉妹都市交流での目的は、フレンドシップデイインサ

が実行委員長さんがおっしゃったように、世界平和といったら言い過ぎかもしれないんですけども、今、その国レベルで、様々な政治的なことがある中で、たとえば中国・韓国についても色んな偏見が生じやすいという部分はあるんですけども、やっぱり実際チェジュに行ったことがあって、個人的な繋がりがあったら、「あの人がいる国やなあ」と思うと、政治的な話が発生したり、出たとしても、その国に対する親密感・友好関係というのは持ち続けて行くことができるのかなと思う。

(委員長) 時間になりましたので、今日はこの辺りで。次回から答申書の案や今日の議論も含めた感じでいきたいと思いますので、次回はそういったものの検討には行っていきたいと思います。

第10回委員会

開催日時：平成26年2月25日(火) 19:00~21:00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

(委員長) こんばんは。委員会の方は今回を含めて、あと2回という事になる。来たる4月14日に市長に答申書を提出する。今日は、事前配布した第4期答申書の原案について検討をいただく。では、先にお配りした答申書の詳細を検討していきたい。特に第一期C分科会からの経緯などを含め、できるだけ市民が読んでそれがなぜそういう答申になったのかということもわかるようにまとめた。第一期人権のまちづくり推進委員会では課題としてあげられていた、あるいはそれ以前から人権施策基本方針策定時から評価・点検ということがあげられていたが、人権施策基本方針ののりつたかたちで、第一期人権のまちづくり推進委員会への諮問が行われ、第一期C分科会である程度の所まで議論をし、答申書の作成がなされた。それを踏まえた形で、議論をしてきたということを前半部分で説明した。一方、後半部分では、委員会での議論を踏まえて、市の施策ないしは、事業にどういった形で、我々の考えてきたことを具体化できるのかという事を議論を踏まえてまとめた。

(委員) 理解しやすかった。特に5ページの励ますための評価は、実施担当者(行政職員・事業者・協働団体ないし市民)にとっては、大切なことだと思う。成長をさせるためということなので、その評価基準を定める過程に実施担当者が参画するという事はよく理解できる。

(委員) 観点を言葉で書く場合には、目標をはっきりさせた方が、目標を立てる側にも評価する側にもいい。その方が目標を立てやすいし評価しやすい。実際に施策を立てる行政、あるいはそれに協力されている事業者や市民が、この施策と同時に自分達がどこまで成長しているかということだと思うからだ。施策ごとの評価の基準や視点を少しわかりやすく考えた方がいいと思う。最後のページの表が空欄となっているが、こちらは言葉で表現するのか。

(委員長) 我々が作った答申書は、できあがったものを提案しているように見えるが、そうではない。「ループリックのフレームを作って、評価する“観点”を任意に入れてみたらこういう形になる」ということを提案している。ただ、この中のループリックの本体部分は提案できない部分であるため、ループリックの中身そのものの検討は、これから組織されるであろうワーキンググループ(作業班)の中で取組んでもらおうと思っている。このため、人権のまちづくり推進委員会のあり方も再検討される必要がある。ワーキンググループ(作業班)では、ループリックを作るという作業が内容(中身)づくりという形になってくれればと思っている。

テーマによっては、皆さんが所属している団体から、どういう人達がワーキンググループ(作業班)として編成されるのが適当か助言をいただく場合もある。また、ワーキンググループ(作業班)メンバーの推薦を受けるということそのものを委員会で検討したうえで、その分野のループリック作りに

関してはワーキンググループ（作業班）に任せていくようにする。

ご覧のとおり答申書に掲載しているループリックでは空欄が多いが、その空欄をどういうふう到我々の議論の経緯を知らない方々が受け取ってくれるかというのが、一番の心配事ではある。

今回の答申で、中心に置きたかったのは、「答え」そのものではなくて、「答えの出し方」、「手続き」に重点を置いたということ。

（委員） 以前三田市で起こった在住外国人に対する差別事件をきっかけに、在住外国人教育基本方針が策定された。ところがその冊子の存在を知らない者もいる。20年近くたった今、三田市にそういったものが存在しているということを知らない者があまりにも多い。つまり、「何の為にそれを作ったのか」ということが言いたい。だから、我々が作成している答申書はもちろんのこと、方針や計画書は、その後の取り組みが問題となってくる。また、我々としては、第四期人権のまちづくり推進委員会の答申（提言）をまとめるにあたって、「わかりやすい文章で市民にどう伝えていくか」ということに配慮したい。人権のまちづくり推進委員会の中で人権問題の取り上げられ方を含めて、果たしてその事を、どれだけの市民が分かっていることなのか、ただかかわっている人だけが覚えているだけであれば、ほとんど意味がない。だから提言していく以上、将来にも忘れられない、忘れ去られない内容のものを作り上げたい。

（委員長） 例えば兵庫県で教員採用され、任地が三田市の小学校だったというのであれば、「三田市だったらこういう方針があります。」というのを一覧の見取り図みたいなものをもらえれば、ある種バイブルみたいにチェックをすることができる。それはどの分野でも一緒に、例えば外国人であればもちろん国際交流協会だったら、こういう関連の施策がある。三田市はこういう方針があるのだと、一目で見てわかる。中身が読めるような仕組があれば、すごく便利だ。ハイパーテキスト等の機能を使用し、クリックすると飛べるという、そういう機能を活かせば案内掲示みたいなものを作るってことは出来なくはない。

人権施策基本方針に関して、そもそも評価と意見の前提として背景に何があったのかということが分からないと、どうしようもないので、それを一覧にして見られるような見取り図というか、そういうものを作っていくことは、その評価点検の前提として絶対必要なことだ。それは一つ節を設けて入れていきたいと思う。

差別事件が過去にあったりとか、ビラまき事件の件などの経緯を知るには、そういうことを知ってる方々のところに行かないとわからないというのは少し残念だ。

（事務局） 過去に発生した差別事象等、出せる部分については、人権さんの欄を使って広く市民の方に知っていただく。それを今もホームページで人権さんだとして、ある程度のところまでは掲載している。

（委員長） 実は私が今自分でやっている仕事のことだが、政府の政策とか方針等は、必ずそれらのきっかけとなった事件なり事例がある。それに対して行政が対応を迫られてその方針ができたりとか、その事件や事例を知るからこそ何でそういう仕組みがあるのかということがわかるところがあるので、施策なり方針というのはきっかけとなった出来事というものもセットでわかるようにしておく、その背景が伝わりやすい。忘れられないようにするには、なぜそうなっているかという経緯を見られるようにしておく必要がある。その事例があつて、施策ができて、それを評価・点検するという話になるのだから、ある施策が昔作られたとして今どういうふうに使われているかっていうことは、結局のところ、きっかけになった元の事例に戻ってみてはじめて理解できる。今度こういうことが起こったら、

今の体制で今の方針とかやり方で対応できるのかということ、常に参照できるようになっていけばいいと思う。

- (委員) 今まで私たちが話していたことは、よく理解できたが、それがこういう答申書になるのかと思った。ループリックはわかった。でもそれ以外は理解しにくい。
- (委員) 三田市で生活する中において、皆さんにとって、人権が守られているのかどうか。きちっと保証されているのかどうか。その部分で、点検軸が出てくると思う。ここに居られる方は、ご自身の人権が十分に守られている、今の状況で十分に満足だという考えで議論されたら、いくら議論されても深みが無くなってくると思う。そこに疑問を持たないことには議論はでてこない。本当に自分らの三田市に今、生きて生活していて、本当にこの三田市で自分が自分の人権が守られているのかどうかという自覚、その部分を市民に持ってもらうような取り組みが必要。多くの方はこれで良いと思ってみんな生活している。中にはそんなことないと思っている人もたくさんいるんですけど。そういう、一つの疑問符を与える提言みたいなものがないかなという思いもある。
- (委員長) 今回の答申はどちらかというと手続き論だ。中身としてどういう軸を作っていくのかというのは、この答申の範囲内というならば、ループリックを作っていくワーキンググループ（作業班）にかかっている。先日、副委員長・事務局と打ち合わせをしている時に副委員長が「この作業班の人は難しい」と言われた。どういう方をここに入れていくのかで決まってくるので、そこが一番、肝だ。ただ、そういった形でその軸づくりみたいなものを、しかも、行政とはあまり離れない形で、むしろ行政の評価システムの中に軸づくりの方向性が可能な仕組みを作れないかと思う。
- ただ、こういうシートを作った場合に、全ての事業についてループリックを作るのは、とても無理だろう。だから、重点化して、それでこういうループリックの枠というのを作る。ワーキンググループ（作業班）を組める事業に関しては、これを評価シートに、別に一枚ループリックをつけてもらって、それでわかりやすくする。そういうやり方を考えている。全ての事業とか全ての施策に関してループリックを作るのは、現実味はないだろう。ループリックは別添としてつけて、それで重点事業に関してはこうですよということを胸を張って言えるようにできればと思っている。それが例えば、以前の委員会で提示した資料の事業評価シートは平和推進事業費について扱っているが、ほかに例えば本人通知制度であれば、本人通知制度その他諸々は同和問題になるとすれば、それを事業としてまとめてループリックを作っていく、こういう評価になるというのが見えるようになればいいというのが今回の主旨。
- (委員) 以前、事務局が女性の人権というものを尊重しなければいけないというふうな話になって、女性の役職の方が増えてきた現実があると言われて、ああ、なるほどなと思ったが、それは行政が勝手に決めたことではなくて、世の中の流れとか、女性の声とかそういうところで国とか行政が動かされたという側面があるのではないかと思う。私は個人的に行政任せっていうのは好きじゃないので。例えば自分が幸せだって思うんだったら、行政がしてくれたと私は思っていないので、やはり行政は後からついてきたと思う。
- (委員長) 前回から引き継いでいる評価、点検っていうことの中に、評価、点検の中にある種、軸があることが前提の話となる。だから、その軸をどう作っていくかっていうこと、例えば、その軸があるっていったのは、行政が気がついてないけど市民が気づいてるという前提で、その市民の声を入れていくシステムっていうのを考えている訳なのだが、その市民の意識はどう気づいていくかっていうのも、も

う一つ上のレベルの話になっている。

人権施策全般に関しても、どこまでできているのかということとは明らかにして、それから、全体としてどういう制度なり施策があるのかということ、わかりやすく見取り図を作るとか、あるいは、昔の経緯を合わせて見られるような形で忘れないようにしていくことは入れていきたい。それから、5ページのワーキンググループ（作業班）のところはもう少し、その作業班が極めて大事であってその評価の軸を作っていくことになるので、その点に関してもう少ししっかり書き込もうと思う。そのうえで、後半部分の提言のところを、です、ます体で解りやすくまとめて提言本文を作ってみる。次回、また作り直したものを配布し、委員会までに見ていただいて、その場でもまた、ここはわかりにくいとか、はっきり言っていただいたほうがいいので、そしたらまた、それで作り直して最終的な文書にしたい。

第 11 回委員会

開催日時：平成 26 年 3 月 18 日（火）19：00～20：15

開催場所：三田市役所西 3 号庁舎 3 階小会議室

（委員長） 第 4 期三田市人権のまちづくり推進委員会も早 2 年が経過し、本日が最後の委員会となった。今日は事前に配布した答申書及び答申書詳細をご確認頂く。

それと、今日配布している前回（第 10 回委員会）の議事録について、訂正等があれば、事務局まで連絡して欲しい。それと、答申書の中身だが、最終的には、1 期から 3 期までの答申書・提言書と同じように、簡易製本とする。ここにサンプルを用意しているので、これから皆さんにお回しする。気になる点があれば、加筆して欲しい。同時に、答申書のイメージをつかんでいただきたい。

それでは、答申書の検討に入っていきたい。前回の議論を受けて、市民に読んでもらえる答申ということを考え、文体等に関してもですます体に変えた。市民に読んでいただかないと意味がない。前回議論した答申書詳細では、お役所的文書であったのは、3 期までの答申書の文体に倣ったものだが、それではいけないなと思い、詳細も含めて読んでいただけるようなできるだけ読みやすい文章にした。しかし、まだわかりにくいとかそういう点はあるかと思う。雛型を見ていただいて、こんなイメージで最終的には完成して、市長に答申しホームページで公開することとなるので、それを念頭に置いて欲しい。皆さんに十分チェックしていただく時間があるかどうかはわからないが、直すべきところは直していきたいと思っている。ご感想等も含めてご意見を伺えればと思う。

（委員） 答申書冒頭に PDCA サイクルによる評価システムというフレーズが出てきており、わかりにくかった。「よりよい」という言葉が括弧で括られているが、強調する意味であつたら強調の記号である傍点をつける方が良い。括弧だと読んでいてひっかかる。

本人権まちづくり推進委員会と書かれているが、読み進めていくと過去の委員会のことを書いているように思ってしまうのだが、現在のことをいっているのか過去のことをいっているのかどちらか。過去のことに言及しているのだったら「本」をとった方が良いのではないか。

事業や施策という言葉が度々出てくる。事務事業と施策と表現されている一方で、事業と施策というフレーズもあり、意味合いに違いをつけるためにそういった使い分けを行っているのかどうなのか。区別をしているのなら注釈が必要ではないか。

それと文章中の括弧が多すぎる。文章の箇所によっては、括弧は取り除いた方が読みやすい。

（委員長） 括弧は強調した部分ではあつたのでつけたが、確かに読んでいく上で、なぜ括弧がついているのかと

なる部分もある。他にはどうか。

(委員) ルーブリックの中に、説明文の順序を逆にしたほうがわかりやすいところがある。

(委員長) わかりました。

(委員) ルーブリックについて、ルーブリックで評点の到達点や文章化したルーブリックとして表現されますの後で、評価基準(ルーブリック)と書いてあり、その下のところでは、評価した基準(ルーブリック)となっており、これがわかりにくい。別頁にも評価基準(ルーブリック)というのと評価した基準(ルーブリック)、それからさらに別頁でもルーブリック(それぞれの評価基準を文章に表わしたもの)とある。このように、ルーブリックということに関して3種類の記述がでてくるので、統一できるのであれば統一した方がわかりやすい。

(委員長) ルーブリック・評価基準は、聞きなれない言葉なので、色々と日本語にしたりとか、説明を入れたりしているため、そういう構成になっている。

(委員) PDCA サイクルに注釈や“どこどこを参照”と案内(表示)をつけることができれば良い。

(委員) ルーブリックのところにもクモの巣チャートというのが出てくるが、注釈をつけた方がわかりやすい。

(副委員長) 市民感覚で読まないといけないなと思いながら読んだ。まず最初に、市民のための評価とコミュニケーションのところ、最後の段落のみ否定文を用い肯定の意味を強める技法が用いられている。前段部分からの流れを考慮に入れると肯定文でしめくくの方が全体のトーンとして合うのかなと思う。

それから、※見取り図という表現が出てきている。前回の議事録を拝見すると委員会の中で使われているものの、単に図示したのではなく、構造的なものが見たらわかる。前後のつながりもわかる、というものかなと思った。

※見取り図…基本方針や各計画や基本方針、各計画ができることとなった背景。さらにそれらを実施していく施策を一覧する言葉として用いた。

(委員長) 鳥瞰図か。何という言葉が妥当か。

(委員) 一覧表ではなく、私がイメージしたのは思考の地図かなと思った。

(委員長) 地図。あるいは、ガイドマップみたいなものか。カタカナ表記はなるべく控えたいのだが。図でもあり、一覧表でもあり、ちょっとした歴史的経緯もわかるもの。もう一回まとめてみる。

(委員) それから、評価点検を行う事業や施策ごとに第三者であり、評価者、実施担当者、対象当事者の三者によってとある部分。第三者である評価者とは一体誰なのか。実施担当者とは、おそらく行政担当者であると思う。対象当事者というのは、例えば、外国人に係る施策であれば、在日の人とかいう意味合いだ。この文章を見た時に第三者である評価者はこういう人である。実施担当者はこういう人。当事者はこういう人。という具合に注釈があればわかり易い。作業班というのは答申書のポイントとなる部分であるので、イメージがしやすい。それと、確認だが、評価点検は何のためかという主旨説明の部分。行政と市民間のコミュニケーションを改善する。コミュニケーションというのは、いわゆる評価の結果だけではなくて、その過程を大事にするということでのコミュニケーションという位置づけだと思う。改善するというのは、例えば当事者の方であるとか、もしくはいろんな人権に関わる活動をしている、携わっている人がいろんな声を出していても、何か言いつばなしで、全然、返って来なくて、言っても無駄なのかと徒労感に襲われることがある。そういう言いつばなしのものから、良好なコミュニケーション、要するに、今どうなっているかとか、この先どのようにしようとしているかとかいうふうなものが、分かち合える、返ってくるといったイメージで捉えた。評価の中でのコミュニケーションという

のはとても新鮮だったので、そういうことかなと思った。

(委員長) 文言自体を改善するところはあるか。

(委員) ない。とても良くわかる。それから、先ほど、他の委員の方からも出ていたが、ルーブリックの表中の項目として、一方の表では評点となっており、また一方の表では、評価となっている部分がある。先ほど言われてたように、評価というのと評点というのがわかりにくかった。評点でいいのではないか。

(委員長) 他はどうか。

(委員) 作業班とルーブリックを作る人は別なのか。それとも同じメンバーか。

(委員長) 同じである。

(委員) この提言が何を意図しているかというところを自分なりに解釈してきた。実際、施策、あるいはそれぞれの事業を評価する際に使うようになればいいというのが感想である。もし仮に、今後進めてここに表わされている評価の方法が採用されることになった場合に一番大事なものは、ルーブリック評価づくりに関わることになる作業班の三者の方々が、当該答申書に謳われている目的・考え方を理解すること。それと、施策を進めていくうえで、まちづくり憲章や三田市人権施策基本方針や多文化共生推進基本方針を根柢に置いておくことだと思う。

(委員長) 他にいかがか。

(委員) 見取り図というのもそういう言い方しかないのかと思った。ただ、ところどころ難しい言葉が残っているとは思った。あと、私が一番大切にして欲しいのは人権関連の計画・方針・施策・事業などが作成された経緯の説明を、の部分。そこは三田は人権を大切に考えているということを強調できる方法があればいいと感じた。

(委員長) 今後のスケジュールとしては、まず私の方で今日いただいたご意見を反映させて修正し、それを副委員長と事務局とで検討して仕上げていく。最終的には4月14日に市長へ提言を行いますので、よろしく願いいたします。

第1期三田市人権のまちづくり推進委員会副委員長への聞き取り（概要）

開催日時：平成25年4月5日（火）10:00～11:00

開催場所：神戸学院大学

（土屋委員長）三田市人権のまちづくり推進委員会第4期の諮問が第1期C分科会のテーマ（点検・評価のあり方）を引き継いでいる。第1期の答申を検討していくに当たり、第1期の提言内容及びその時の作業を振り返り、委員の間で共有して、進めていきたいと考えている。第1期では、水谷先生はどのように進めて、どんなことを取り残したとお考えか？

（水谷元副委員長）行政で取り組み出していたPDCAサイクルによる評価を使おうとしたが、改善のための評価であるはずが、値踏みのための評価になってしまいがちなこと、次に、これと深く関わるとは、実際以上によく見せようとしたり悪いところを隠してしまったりして、いつわりやごまかしを横行させてしまう。人権施策の評価でもそういうごまかしを起こすと、本当の人権のまちづくりからは遠ざかり、逆のものになりかねない。そこを一番危惧して進め、制度設計を完成できなかったが、腐心したところだ。

評価は本来改善するためのものであり、改善することに意味がある。一步前進がある。以前に比べてどれだけ進歩したかということが本当の人権の前進・達成につながるのではないかと考えていた。

そういう観点から評価についての勉強会をしながらこの分科会をやっていき提言もまとめた。ただ、新しいシステムを構築していくまでのアイデアは無かったので、既存のシステムを回していく上で、値踏みやレッテル貼りにならないように、理念の啓発・普及と評価シートのちょっとした改善などに取り組んだ。理念は共有されたと思っているが、そのための制度設計まではできなかった。

（土屋委員長）第1期提言書に書かれている「励ます評価、改善のための評価」ということは、我々が一年目でまさに議論してきたことだ。

ただ、人権施策に関しては、2002年に同和対策事業特別措置法が期限切れになり、三田市も含めて、今まで予算化されていた人権関連事業の維持に関してはかなり厳しい目が注がれている。その中で評価システムを作ることは両刃の剣になりかねず、人権施策の実施を励ますつもりで作った評価システムが、施策を切り捨てる道具として使われてしまうかもしれない。この点に関してはどのように意識されていたか？

（水谷元副委員長）評価をすることに関して、誰も悪くしようと思っしてしているわけではないが、手っ取り早くしようと思うと数値化を求めてしまう。でも人権とか人というものとは長期的に見る

必要がある。それと、社会教育などを行っている団体に対する励みとして、よく活動を行っているところへは表彰をするという方法をとるのもよい。指弾だけしていくと萎縮して、長所も潰していってしまうこともある。できるだけ褒めながら伸ばしていくことで、人権のまちづくりができていけばと思って提言をまとめた。

それと、もう一つは、評価のために市長直属の機関などの特権的な機関を設けてしまうと、権力が集中して良くないことになる。どれだけ市民参加ができるかということ、当事者の参加も含めて、市民参加が人権を保障する上で必要だ。第三者に客観的な評価を求めると値踏みになる。当事者がやると、手前味噌にならないように自己規制しながらお互いに切磋琢磨する必要はあるが、改善点は見えてくる。改善のための評価であるということを知っていれば、改善するアイデアも出るのではないか。そういうアイデアを拾い、褒めながら改善していくことで、三田が理想のまちに近づいていってくれればと思った。

(土屋委員長) 提言書に添付された評価シート(第1期提言書 p.75~76)は、第1期C分科会で作ったのか?

(水谷元副委員長) この評価シート(第1期提言書 p.75~76)は、当時三田市で使用していたものをちょっと改良しただけ。分科会では市民との協働を特にクローズアップしていたので、そこは必ず入れて欲しいということで入れたのと、当時(今もだが)、評価を値踏みを使って無駄を省く行革に利用することが多かったが、行政の本来の使命を果たすことが一番大事で、それ抜き行政改革はあり得ない。そうでないと行革に名を借りた行政破壊になりかねない。そこで、経済効率ではなく、行政本来の使命からみた必要性や有効性を問うことにして、市が行っていた評価を活用しながら、読み直しや付け足しをして、試行を実施したが、C分科会に来ていた行政メンバーはともかく、どれだけ回答者にそうした趣旨が徹底されて行えたかは疑問だ。

この評価シートを用いた試行のあと自分は米国に留学したので、9月以降の分科会の座長は委員長に兼ねていただいた。

(土屋委員長) 試行したあと、第16回分科会の議事録に「記載例は作ったが、記入上の注意書きも作ればよかった」というコーディネーターの発言や、「質問項目ごとに解説をしなければならぬ」という委員の発言がある。実際、自己評価を含めて、評価を書いていただく際にこのところが一番難しいわけで、いくら依頼する側で励ますための評価だと言っても、書く側としては何を書けばいいのかが分かりにくい。

(水谷元副委員長) C分科会の委員は改善のために励ます評価ということをよくわかっていたが、C分科

会以外の方々、世間で言う評価、つまり評価というものは客観的でレッテルを貼り付けるような評価だと思うだろう。結局、良い意味でも悪い意味でもごまかしてしまうところが起りかねないのかなと思う。こういうところを対応するともっと良くなるよというところがあってもまた予算を削られてしまうといけないので、結局そこで目をつむってしまう。また、誇大表記などのごまかしが横行して、実態や市民の求めるものがかえって見にくくなってしまふ。

(土屋委員長) あと、第9回分科会の議事録にルーブリック(評価指標)とマトリックス(行列表)の話が出てくる。このマトリックス(行列表)は1年目の報告書に資料として再録されているが、横に人権施策方針の柱が並び、縦に人権施策の分野が並んでいる。だが、ルーブリックは、評価対象の項目ごとに、具体的にどういうことを行えばどういう評価になるかという指標なので、このマトリックスはルーブリックではないように思うが？

(水谷元副委員長) ルーブリックではない。ルーブリックは良くできたとかできなかったという項目を、文章で書いていくものだ。このマトリックスの下で、実践しつつ、ルーブリックを作っていくということで例を示して、各担当者が相互に見せ合って切磋琢磨しつつ作るべしとはいったが、そこまではいかず、例示も教育実践用のものだったので、掲載していない。

(土屋委員長) すると、このマトリックスの中に実際の個別の事業を入れていき、その個別の事業に関してルーブリックを作っていくということだったのか？

(水谷元副委員長) まったく、そのとおり。マトリックスは、評価のツールというよりは漏れている人権施策が無いかをチェックするためのものだ。

(土屋委員長) そこは少し誤解していた。そうすると、ルーブリックの評価対象項目は、一つ一つの事務事業か、施策の全体か、事業を一部束ねた施策になるのかもしれないが、結局第1期のC分科会ではルーブリック作りまでは進んでいないということか？

(水谷元副委員長) そのとおり、進んでいない。評価シートを使った試行の中からルーブリックができればと考えていた。ルーブリックは、元々教師の世界でも、教師同士が互いに「私はAをつける」「私はBをつける」「どこが良くてAをつけた」「なんでBをつけた」といった意見を出し合いながら作っていく評価法。そこで人権施策の評価でも、実際に担当している職員などがお互い意見を出し合いながら作っていくことを考えていた。担当者同士、どういう項目が大事なのか、どこに目をつけるか(「客がたくさん来た」とか「短期間の間に来た」とかなど)によって、評価も変わってくる。だから、ルーブリックを作っていく過程自身に意味がある。評価シートによる評価を試行して、次に本格実施して、結果的にルーブリックができ

ると想定した。担当者が、評価しあいながらループリック作りをしていく。誰かが外から、例えば理想的な評価システムを作り上げて「これで評価しなさい」というのではなくて、人権施策を実施している方々が自分たちであれこれ話し合い試行錯誤しながらやってきたら、結果的にシステムができてくる、ということを念頭に置いていた。

(土屋委員長) 評価シートで試行してフィードバックをしたということは、みんなで参加するループリック作りに向けての一つの出発点という位置づけだったのですね。ただ、そうすると、ループリック作りの中に、費用対効果に馴染まないところとか、文章で表したことが良いところとか、数値で表せないところが、いずれはループリックの中に表れてくるだろうということか？

(水谷元副委員長) だから、数値も「80%」とか「何人以上来た」とかよりは「短期間に来た」とかまさに文章にしながらかやっていくべき。数値だけにするとおかしなことになっていくと思う。

(土屋委員長) 「アウトプットではなく、アウトカムだ」という、その「アウトカム」がまさに文章化されたかたちでのループリックに表れてくるはずだということですね？

(水谷元副委員長) むしろ担当者側ならではの思いなどが見えるから、担当者の声を吸い上げる形でループリックを作り上げていくべきものではないか。

(土屋委員長) 施策側と担当者・市民も全部加わった形でのループリック作りのようなものそのものということですね。

アundas☆フリットへのフィールドワークの内容は議事録に残っていないが？

(水谷元副委員長) 5人の委員で現場に行ってみてあれこれざっくばらんに意見交換したので、議事録に残せるようなものではなかったと思う。だけど、いいことをやっていたので、これを何らかの形で活用できればとは思っていたが、自分は海外研修に出ってしまったので、そのまま(見ただけ)になってしまった。